

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 公

## 1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後1時00分から  
午後4時41分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

三浦公、竹内小代美、志村学、小嶋秀行、江藤清志、佐々木敏夫

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 塩川也寸志、会計管理者 小野嘉久、  
議会事務局長 岩本正士、人事委員会事務局長 城尚登、監査事務局長 青木正年  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第52号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (2) 請願39については、継続審査とすべきものと賛成多数をもって決定した。請願40については、不採択とすべきものと全会一致をもって決定した。  
第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第12号議案及び第16号議案から第21号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 大分フットボールクラブについて、県立美術館整備の進捗状況について及び大分県税条例の一部を改正する条例案についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	赤峰宏史
政策調査課調査広報班	主査	佐藤雅子

# 総務企画委員会次第

日時：平成26年3月20日（木）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局関係 13：00～13：20

### (1) 付託案件の審査

第 1 号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

第 12 号議案 平成26年度大分県用品調達特別会計予算

### (2) その他

## 3 企画振興部関係 13：20～14：40

### (1) 付託案件の審査

第 1 号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

### (2) 諸般の報告

①大分フットボールクラブについて

②県立美術館整備の進捗状況について

### (3) その他

## 4 総務部関係 14：50～16：30

### (1) 合議案件の審査

第 52 号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

請 願 39 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

請 願 40 消費税増税の実施の凍結を求める意見書の提出について

第 1 号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

第 2 号議案 平成26年度大分県公債管理特別会計予算

第 16 号議案 大分県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正について

第 17 号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

- 第 18号議案 包括外部監査契約の締結について
- 第 19号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 20号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

- ①大分県税条例の一部を改正する条例案について
- ②庁舎内の売店等の公募結果について
- ③県職員と市町村職員の研修一元化の実施について

(4) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**三浦（公）委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、ご了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案9件、請願2件及び文教警察委員会から合い議のありました議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、各局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、会計管理局から順次、説明を求めます。

**小野会計管理者** 平成26年度予算に関する説明書の119ページをお開き願います。

第2款第1項総務管理費第1目一般管理費63億3,731万5千円のうち、事業名欄の一番上、給与費58億8,891万円ですが、そのうち会計管理局は、右端の説明欄の下2つにあります、会計課職員28人及び用度管財課職員43人の合計71人分、5億5,593万9千円となっております。

次に、125ページをお開きください。

第6目会計管理費7,445万6千円のうち、事業名欄の会計課の会計管理費2,358万9千円は、公金の収納データを作成するための委託料及び非常勤職員経費等の管理運営費であります。

次の126ページをお開きください。

事業名欄の一番上の用度管財課分の会計管理費でございます。5,086万7千円は、公用車の任意保険料や燃料費等の管理車維持事業費及び大分県収入証紙印刷経費等の用度事業費であります。

次に、同じページの一番下にあります、第7目財産管理費6億2,392万9千円ですが、そのうち用度管財課分の主なものは、次の127ページの事業名欄の一番上、県庁舎管理費2億2,523万4千円であります。これは、県庁舎本館及び新館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。

次の128ページをお願いします。

第8目県庁舎別館及振興局費14億762万円のうち、事業名欄の一番下、用度管財課の県庁舎別館管理費3,903万9千円は、県庁舎別館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。

以上でございます。

**岩本議会事務局長** 議会事務局関係について、ご説明申し上げます。

平成26年度予算に関する説明書の115ページをお開き願います。

当初予算額は、右肩にありますとおり11億6,916万3千円となっております。

まず、第1目の議会費は、8億5,865万4千円となっており、その内訳は、中ほどの事業名欄にありますように、まず、議員報酬手当等が議員42人分で6億1,754万6千円あります。

次の議会運営費が2億4,110万8千円で、右の説明欄にありますとおり、その内訳

は、政務活動費交付金1億5,120万円、その3つ下、全国都道府県議会議長会負担金508万5千円などがございます。

次に116ページをお開きください。

ページの下、第2目事務局費は、3億1,050万9千円となっており、その内訳は、事業名欄にありますとおり給与費が事務局職員30人分で2億5,712万円、次の117ページに移りまして、事務局運営費が、会議録印刷経費等で5,338万9千円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

**城人事委員会事務局長** 平成26年度予算に関する説明書の175ページをお開き願います。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、表の欄外の右上に記載していますとおり1億3,988万3千円でございます。このうち、第1目の委員会費の予算額は768万1千円でございます。内訳は、事業名欄にございますが、委員の報酬が678万円。これは、人事委員3名分の報酬でございます。

その下の委員会運営費でございます。90万1千円は、全国人事委員会連合会負担金、九州地方人事委員会協議会負担金及び人事委員会の開催、各種会議への出席に関しましての委員会の運営に関する経費でございます。

次に、第2目の事務局費でございます。予算額は1億3,220万2千円でございます。内訳は、事業名欄にございますが給与費1億1,378万8千円は、事務局職員14人分の給与でございます。事務局運営費374万4千円は、各種会議への出席に係る旅費や図書、文具等の購入費など、事務局の運営・管理に要する経費でございます。

その下の任用関係事業費でございます。1,302万4千円は、県職員、警察官の募集、採用試験の実施等に要する経費でございます。

続きまして、176ページをお開きください。

給与関係事業費128万3千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費でございます。

最後に、審査関係事業費36万3千円は、県職員及び公平委員会の事務を受託している町村等の職員からの勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する不服申立てに対する審査、判定等に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**青木監査事務局長** 監査事務局関係についてご説明申し上げます。

引き続きまして177ページをお開きください。

監査事務局関係の予算第9項監査委員費につきましては、右肩にありますように、2億668万9千円となっております。

その内訳は、まず第1目委員費1,963万2千円ですが、その内訳は事業名欄の給与費は常勤監査委員1人分の給料等1,256万7千円、その下の委員報酬は非常勤監査委員3人分の報酬564万円、さらにその下の監査経費は監査委員の旅費等142万5千円でございます。

次に、同じページの一番下の欄にあります第2目事務局費の1億8,705万7千円ですが、次のページ事業名欄一番上の給与費1億7,403万1千円は、事務局職員19人

分の給料等であります。その下の事務局運営費1,302万6千円は、監査の実施に伴う旅費や需用費などの経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手してください。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** 別に質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第12号議案平成26年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**小野会計管理者** 平成26年度予算に関する説明書の最後の方になりますが、587ページをお開き願います。用品調達特別会計予算について、ご説明いたします。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を年度管財課において一元的に行うために設けている特会でございます。予算額は、歳入、歳出とも総額で25億1,080万円となっております。

次の588ページをお開きください。

歳入の第1款第1項第1目用品収入は、本庁各課や地方機関などの一般会計からの収入が25億900万円となっております。これは、次の589ページの歳出の第1款第1項用品調達費第2目用品費の25億900万円と同額になっており、関係課からの要求に基づき、印刷物や消耗品、備品などを購入するための経費でございます。

なお、その上の第1目用品総務費180万円につきましては、平成25年度の決算剰余金見込みを一般会計に繰り出す予定にした予算でございます。

以上で、用品調達特別会計の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どうぞ。

ないようであれば1点いいですか。調達費ですね。前年度予算額17億円、本年度予算が25億円ですね。もちろん、基本的には予算的に平準化を図るためにこういう特別会計はやっているんでしょうから、こうやって大きな波があるのはなぜかなと思ったので、当然理由があると思いますので、一応説明を。

**黒木用度管財課長** 予算の仕組みということをちょっとご説明いたしますと、1件1件の具体的な積み上げではございません。過去2、3年の購入実績等を平均で算出してございます。この特会では限度額を今定めておりまして、比較いたしまして前年と違いますのは、通常、2、3年プラス特殊要因、これは来年で言いますと美術館の関係とか、別府署の関係とか、それが上積みになってございます。

**三浦（公）委員長** 美術館のものもここで一括してやるというようなことなんですけど、そうはいつでも、やっぱり7億5千万円近くふえていますから、大きなものというのはい体どういったものになるんでしょうか。

**黒木用度管財課長** 26年度に特別にふえている分を申し上げます。

県立美術館関係では、美術館の収蔵庫の什器関係ですね。それから、環境保全課でいう

大気常時観測機の2千万円、それから防災危機管理課の可搬型衛星地球局、あるいは県警本部別府署の移転に伴う備品関係、合わせて7億7,500万円ほどは通常に比べて多いものでございます。

**三浦（公）委員長** わかりました。結構です。

**竹内副委員長** 私ども、おびたしい紙ベースで情報処理をしていますが、それについて何か将来に向かった話し合いがなされていることがあるのか。用度として紙が非常に多いので、それが1つと、何か行財政改革等で事務が変わったために増減があった用度というのはあるのでしょうかという2点です。

**黒木用度管財課長** 紙ベースでございませけれども、私どもの課ではコピー用紙を一括購入してございます。全庁で使う分ですね、その全体的な管理について、環境対策含めて、それにつきましては地球環境対策課のほうで使用量の削減等を含めて管理しております。

**三浦（公）委員長** 要するに、今、紙が膨大にありますから、簡単に言えば、もうメールなり、電子化なりをどんどんどんどん進めていくというような認識です。

ただ、それをこっちのほうで監督するのか、例えば、総務部の行政企画課が監督するのか、ちょっと今、振り分けがわからないんですが。どのような振り分けになって、もし将来的にペーパーレス化をどんどん進めていくようなお考えがあるのであれば、現状どういったお考えがあるのか、まず1点目、いいですか。

**黒木用度管財課長** コピー用紙につきましては、私のほうで調達関係を取り扱ってしまして、そういうペーパーレス化等につきましては、うちのほうでは担当してございません。

**三浦（公）委員長** 確認ですけど、多分それは行革とか、そういうようなものになるでしょうから、総務部の行政企画課のほうの振り分けになるんじゃないかなろうかというような考えでよろしいですかね。それが1点目。

2点目も答えとしては一緒ですが、ただ、実際に多分用度調達しているのはこちらですから、行革なりなんなり、いろんな流れの中で、そういったペーパーとか文房具とかの、要するに増減はどういうふうに移しているのかというのが2点目だったと思います。それについて説明してください。

**黒木用度管財課長** 先ほど用品特会の仕組みを少し申し上げましたけれども、この用品特会は一般会計で執行します用品の予算をうちのほうで受け皿としての額を設けてございます。実際に予算を執行するのは原課、要求課でございませるので、そこで要求するもの、それについては、その用品要求に沿ったものうちで調達してはいますが、もともとどういうものを買うかとか含めては、それは原課のほうの対応になってございます。

**三浦（公）委員長** わかりました。副委員長いいですか。

それでは、私がつけ加えます。せっかくここで一元的に取り扱うので、今後ですけど、できればここが一元的に扱ってあれば全体的な動きを把握できると思うので、そういった行革的には行政企画課でしょうから、そういったところとあわせて協力しながらいろいろ分析して、それで将来的には財源の支出を減らしていくと、そういった役割も担っていただきたいなと思います。これは要望です。

ほかにどうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** それでは、ほかに質疑もないようでありますので、これより採決いた



します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

予算特別委員会るとき、公明党の河野委員が人事委員会に対して言われていましたが、給与の総合的見直しですね。それについて、今現在どういうふうになっているのか。恐らく今度の8月に人事院の勧告ではそれが具体化というか、聞くところによると、組合側にはもう素案を提示しているとか、いろいろありますから、どういったものなのか、ちょっと情報を教えていただきたいです。

**城人事委員会事務局長** 人事委員会のほうでは、人事院が具体的に見直しを、役割を担っておりますので、人事院が全国人事委員会連合会等を通じて情報を流してくれるんですけども、実際、政府のほうでは、総務省のほうで各都道府県の、いわゆる給与担当課、うちで言うと人事課を、各市町村、政令市も含めてヒアリングをしております。その後、今の制度でどうかというヒアリングがございますので、今後、どういう設計にするかというのは、細かい話はまだ私どもには流れてきておりません。

ただ、もうご案内のように、給与の低い県を幾つか明示しておりましたけれども、平成18年に1回目の総合的見直しをやりまして、平均があのかきは7%ぐらい下げられたんだと思うんですけど、今回は前回と同じようなものになるかどうか、そこまでちょっと細かいところが入っていないものですから、現在では例年どおり5月から民調をスタートして、それで民間企業と公務員の比較をして、それから勧告をします。実施は、人事院のほうとしましては、来年度、26年度から実施をしたいという話は変わっていないようがございますので、今、現状はそういうところでございます。

**三浦（公）委員長** 民間に比べて、民のほうは、全国的に低い。たしか12の県かどこかを、4分の1ぐらい、12の県ぐらいをたしか何かやっていたけど、大分県はそれに含まれるんですか。

**城人事委員会事務局長** 昨年発表した人事院のデータでは入っておりません。

**三浦（公）委員長** ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** それでは、最後の委員会ですので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。座ったまま失礼します。

〔委員長挨拶〕

〔城人事委員会事務局長挨拶〕

〔小野会計管理者挨拶〕

〔岩本議会事務局長挨拶〕

**三浦（公）委員長** これで各局関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔各局退室、企画振興部入室〕

**三浦（公）委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**塩川企画振興部長** それでは、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係についてご説明申し上げます。

初めにお手元の企画振興部総務企画委員会資料の1ページをお開きください。平成26年度の当初予算額を所属別にまとめております。平成26年度当初予算額①の欄の下から3段目、事業費と人件費を合わせまして、101億2,971万2千円となっております。

その下、25年度当初予算額と比べますと、一番下にありますように、10億1,696万6千円の増であります。これは、主に県立美術館建設事業及び同美術館の管理運営事業など芸術文化関連予算の増によるものです。

主な事業につきましては、各所属長からご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**廣瀬審議監兼政策企画課長** 政策企画課関係の主なものについてご説明いたします。

お手元の平成26年度予算に関する説明書の136ページをごらんください。

事業名欄の一番上、安心・活力・発展プラン2005推進事業費416万2千円でございます。

これは、安心・活力・発展プラン2005の着実な実行のため、プラン推進委員会の開催や政策・施策評価による進捗管理を行うとともに、地域課題の解決に向けた取り組みや政策企画委員会の開催など、県政における重要政策の企画・総合調整を図るためのものでございます。

次に同じ資料の462ページをお開きください。

事業名欄の一番上、公立大学法人運営費交付金4億4,379万3千円でございます。

これは、主に芸術文化短期大学の運営に要する経費として、人件費及び運営費の年間所要額から自己財源となります授業料、入学料等の自己収入を控除した額を芸術文化短期大学へ交付するものでございます。

以上で政策企画課の説明を終わります。

**飯田国際政策課長** 同じ資料の133ページをお願いいたします。

下から2番目、海外交流ネットワークづくり事業費491万6千円でございます。

これは、海外戦略の推進に当たり、特に重要な国、地域の県人会の組織強化、活動活性化を図り、海外に対する県施策をスムーズに実行するための基盤づくりを行うとともに、歴史的にかかわりの深いブラジル大分県人会の要望も踏まえ、当該県人会との連携のもと、県人会子弟を対象とした日本語研修を行い、本県への理解や愛着を深め、交流のかけ橋となる人材の育成を図るものでございます。

次のページ、134ページをお願いいたします。

事業名欄、上から2番目、外国人留学生支援事業費3,087万4千円でございます。

これは、就学意欲が旺盛で成績優秀な私費外国人留学生に奨学金を交付し、学業に専念しながら地域貢献活動ができる環境を創出するもので、留学生80名に対し、月額3万円を支給するとともに、県の自然や歴史、産業、観光等を学ぶ研修を通じて本県への理解や愛着を深めてもらい、将来、交流のかけ橋となる人材の育成を図るものでございます。

下のページ、135ページの事業名欄一番上の緊急雇用国際人材育成推進事業費499万9千円でございます。

これは、これまで受け入れ実績の多い韓国、中国、台湾等からの教育旅行を積極的に受け入れ、未来を担う青少年の国際感覚を醸成するとともに、草の根レベルの国際交流を深めることを目的とするもので、学校交流のマッチングや指導を行うコーディネーターを配置し、受け入れ態勢の強化や誘致等を実施するものでございます。

以上で国際政策課の説明を終わります。

**前嶋パスポート室長** パスポート室関係についてご説明します。

同じく135ページをごらんください。

事業名欄の上から2番目、旅券事務費3,592万5千円でございます。

これは、OASISひろば21のパスポートセンターと別府市ほか16市町村において旅券申請受理及び旅券の作成、交付事務を行う経費でございます。

以上でパスポート室の説明を終わります。

**榎文化スポーツ振興課長** 文化スポーツ振興課関係の主なものについてご説明いたします。

資料は137ページをお開きください。

事業名の上から2番目、地域創造力活性化事業費827万3千円でございます。

これは、芸術文化を地域の活性化へとつなげるため、アーティストやキュレーターなどを招聘するアートスクールや、各地域を出発し、芸術文化ゾーンや文化イベントをめぐるアートツアーを開催するものでございます。2段階構成となっておりまして、まず初めにアートスクールというものでアーティストやキュレーターと対話形式で勉強会を行います。そして、そこで芸術文化を見る目、聞く耳を育てる訓練をいたします。

次に、例えば、国東半島芸術祭でありますとかアジア彫刻展などをめぐるツアーに参加することで、芸術文化の活用に対する理解の向上、あるいは地域の人材の育成、県内外のネットワークの構築を図ります。

次に、同じページの下、国東半島芸術祭開催事業費1億2千万円でございます。

これは、現代アートを入り口として、国東半島が有する自然、文化、伝統といった地域の魅力を知ってもらう、あるいは再認識してもらうことで、県内外への情報発信と芸術文化の振興、新たな来訪者の発掘による地域の活性化などを目的に国東半島芸術祭を開催するものでございます。この事業は平成24年度から3カ年計画で行っておりまして、来年度、平成26年度が本番となっております。

次のページ、138ページをお願いいたします。

事業名欄の中ほどにありますスポーツ交流地域活力創出事業費4,265万1千円でございます。これは、県内にあります4つのプロスポーツチームを活用して、県民がスポーツに親しむ機運を醸成するため、選手による小学校訪問や、トリニータのホームゲームを活用した県内各地域の観光PRを行う「県民DAY」を開催するとともに、別大マラソン

等、県内のスポーツイベントでの「おんせん県おおいた」のPRを実施するほか、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に係る情報収集によって、スポーツを通じた活力あふれる地域づくりを推進するための経費でございます。

以上でございます。

**渡辺広報広聴課長** 広報広聴課関係の主なものについてご説明いたします。

145ページをお開きください。

事業名欄の一番下、広報活動費2億1,347万7千円がございます。これは、県政広報に要する経費でございます。主なものは、右の説明欄にありますとおり県政テレビ番組やラジオ番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、県政広報誌「新時代おおいた」等の発行に要する経費でございます。なお、「新時代おおいた」については、今年度から紙質を見直しまして、また24年度から広告を導入しまして、収入確保にも努めております。

また、次のページの右端の説明欄にあります安心おおいた県政情報発信事業費378万円ですが、これは、ラジオを使い高齢者等が地域で安心して暮らすために必要な情報や、広聴事業でたくさん寄せられた疑問や意見について、県幹部職員がわかりやすく丁寧に説明するものでして、県政が抱える課題の共有と県民中心の県政のさらなる推進を図ります。

次に、同じページの事業名欄の一番上のマルチメディア広報推進事業費1,290万3千円は、ホームページで県政全般の情報を発信するための経費でございます。平成26年度は、全面的なシステム、デザインの改修を行います。

**宮川統計調査課長** 統計調査課関係の主なものについてご説明いたします。

172ページを願います。

まず、事業名欄の上から2番目、統計事務費356万4千円でございますが、これは、国の法定受託事務として行う統計調査に関わる事務費や県及び市町村統計職員の研修などに要する経費で、全額国庫支出金でございます。

次に173ページをお願いします。

委託統計費2億5,992万円でございますが、これは、総務省、経済産業省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査などの実施に要する経費で、財源は同じく全額国庫支出金でございます。

26年度は、毎年実施する家計調査などの10の経常調査とともに、すべての事業所及び企業を対象に、その規模や従業者等の基本的構造を明らかにする経済センサス基礎調査や、農林業の経営形態や生産構造を明らかにする農林業センサスなど4つの周期調査を実施いたします。

次に174ページをお願いします。

県単統計費188万7千円でございます。これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析、各種報告書、統計刊行物の発行などに要する経費でございます。

以上で統計調査課の説明を終わります。

**阿部観光・地域振興課長** 観光・地域振興課関係の主なものをご説明いたします。

378ページをお願いいたします。

378ページの事業名欄、上から2番目の緊急雇用デスティネーションキャンペーン魅

力発信事業費 2, 203万8千円です。

これは、デスティネーションキャンペーンやMICE誘致に向けまして、首都圏での商談会など、各種イベントに積極的に参加し、おんせん県の魅力のPRを行うものでございます。

次のページ、379ページをお願いいたします。

事業名欄一番下、国内圏域別誘客促進事業費 7, 239万2千円です。これは、ツーリズム戦略で主なターゲットとして位置づけております福岡、関西、首都圏域に向けまして、アクティブ・シニア、女性など、それぞれの観光ニーズに応じた情報発信を行い、効果的な誘客を図るものでございます。

次のページ、380ページをお願いいたします。

事業名欄、上から2番目、東九州自動車道関連誘客促進事業費でございます。1, 130万9千円です。27年春の東九州自動車道開通に合わせまして、宮崎県と連携して、中・四国地方に向けた情報発信やセールス活動に取り組みます。特に、中国地方の中核都市であります広島市では、PRイベント等のキャンペーンを実施し、おんせん県おおいとの周知、誘客促進を図ることとしております。

次のページ、381ページをお願いいたします。

事業名欄、上から2番目、海外誘客促進事業費 4, 013万8千円です。これは、訪日観光客が増加しております東アジア、東南アジアをターゲットにいたしまして、国ごとの観光ニーズを踏まえた誘客を促進するものです。九州観光推進機構と連携した旅行会社の招請、それから商談会等のプロモーション、インターネットによる情報発信、国際クルーズ船の受け入れなどの取り組みを展開してまいります。また、特区制度を活用した通訳ガイドの養成やおもてなし研修を実施し、受け入れ態勢を整備してまいります。

また380ページに戻っていただきたいと思っております。

以下は、地域課題の解決に向けた地域課題対応枠として、振興局の発案による事業でございます。3つご説明いたします。

最初に、事業名欄、下から2番目の東九州自動車道関連観光振興対策事業費 378万7千円です。これは、北部振興局からの発案によるものでございまして、東九州自動車道の開通によって、県北部、それから東部と北九州市との一層の交流が促進されることから、県内8市町村で構成いたします豊の国千年ロマン観光圏と北九州エリアの9市町村で構成いたします北九州地区観光協議会が連携いたしまして、広域観光パンフレットの作成、キャンペーン等で相互の誘客促進を図るものでございます。

次に、同じページのその下、竹田地域味力磨き事業費 285万1千円でございます。これは、豊肥振興局からの発案によるもので、旧竹田市は名水、高原野菜等の素材に恵まれておりますけれども、食事、買い物の場所が少なく、滞在時間が短いということが課題となっております。このため、食堂組合、観光協会等と連携いたしまして、新たな食、メニューを開発いたしまして、県内外への情報発信を行い、城下町を中心とした竹田市への誘客と観光消費額の拡大を図るものでございます。

最後に、次のページ、381ページの事業名欄一番上、西部地域大規模施設活用誘客促進事業費 381万7千円でございます。これは、西部振興局からの発案によるもので、年間約20万人が来場し、その8割が県外客であります日田市上津江町のオートポリスにお

きまして、おおいたの食、それから足湯など、PRコーナーを設置するとともに、観光マップを配布し、日田温泉など近隣の観光地への周遊客の誘導を図るものでございます。

**細川集落応援室長** 集落応援室関係の主なものについてご説明いたします。140ページをお開きください。

事業名欄の一番下、地域活力づくり総合補助金5億円でございます。これは、元気で元気あふれる大分県づくりを推進するため、地域のさまざまな主体が取り組む事業活動を、きめ細かく柔軟に支援し、地域活動の維持、発展を図るものです。25年度に補助内容の拡充を行ったところ、チャレンジ枠、活動支援枠ともに過去最高の執行率となる見込みとなりました。引き続き、地域の元気を創出する取り組みを柔軟に支援していきます。

次のページ、141ページをごらんください。

事業名欄の一番上、買い物弱者支援事業費1,851万円でございます。これは、過疎・高齢化の進展等により、日常の買い物が困難な状況におかれている地域住民を支援する、持続可能な取り組みを目指すものでございます。具体的には、住民や自治会などの需要者側と、小売業者や商工会など供給者側に、県と市町村が加わり、関係者の協力体勢や利害調整などの合意形成を図った取り組みに対し、移動販売に必要な車両購入費などの初期費用の一部について助成を行います。

以上で集落応援室の説明を終わります。

**宮本景観・まちづくり室長** 景観・まちづくり室関係の主なものについてご説明いたします。378ページをお開きください。

事業名欄の一番下、おもてなし観光案内標識整備事業費659万6千円でございます。これは、本体の老朽化などにより改修が必要になった観光案内板を再整備することで、観光客のイメージアップを図り、また大分県の主要な観光地へ広域的に案内をするものです。

次のページ、379ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、魅力ある景観づくり推進事業費1,189万7千円です。これは、本県の恵まれた自然景観資源を有効活用し、地域振興・観光振興を促進するため、やまなみハイウェイ沿道の優れた視点場における景観支障樹木の伐採や九州自然歩道の整備を行うとともに、市町村と連携して優れた景観の保全・活用、広域景観の形成などを図る検討会やシンポジウムを開催するものです。

以上で、景観・まちづくり室の説明を終わります。

**大塚交通政策課長** 交通政策課関係の主なものについてご説明いたします。

同じ資料の141ページをお開きください。

事業名欄の一番下、離島航路対策費7,044万5千円でございますが、これは離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上を目的として、離島航路を維持するための経費を国や市村とともに補助するものでございます。

次に150ページをお開きください。

事業名欄の下から3番目、フェリー航路利用促進事業費3千万円でございますが、これは、フェリー事業者等と連携を密に図りながら「日本一のおんせん県おおいた 味力も満載」の魅力・情報の発信などにより、フェリー航路の利用をさらに促進するものでございます。

次に、同じページのその下、地方バス路線維持対策費1億2,133万2千円ござい

ますが、これは、広域的・幹線的な生活交通路線となっているバス路線を維持するための経費などを補助するものでございます。

次に、その下の生活交通路線支援事業費 9, 786 万 4 千円でございますが、これは市町村が行うコミュニティバス等の運行や民間路線バスに対する補助に要する経費などを補助するものでございます。

最後に、次のページ、151 ページの一番上、鉄道施設緊急耐震対策事業費 1, 798 万 1 千円でございますが、これは、災害発生時における緊急応急活動の機能を確保するため、南海トラフ地震による強い揺れが想定される地域内にあり、緊急輸送道路と交差する鉄道施設、橋梁、高架橋でありますけど、これらの耐震補強に要する経費を国や関係市とともに補助するものでございます。

以上で交通政策課の説明を終わります。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたか挙手をお願いします。（「全部一緒にいいですか」と言う者あり）全部一括してもいいですし、どちらでも結構です。

**小嶋委員** 見やすいように上からというか、ページの若いほうからいきます。

1 点目は、旅券事務費で 3, 500 万円。金額はいいんですけど、あと大分市だけが残っていたんですかね。パスポートの事務の移管が残っているのは大分市だけですけども、これは方向性というか、展望はいかがなんでしょうか。

**前嶋パスポート室長** 25 年度の状況につきましては、まだ見通しが立っておりません。大分市の正式な回答では「所要日数の増加等解決すべき課題が多いということで、現時点で移譲を受けることは困難であり、引き続き協議してまいりたい」という回答になっております。

それで、県としましては、今後とも大分市の意見を踏まえながら移譲を目指して取り組むこととしておりまして、今後とも市町村振興課とともに一緒に協議していく予定になっております。

**小嶋委員** 主な理由がよくわからないですね。「事務は移譲しましょう」と言って、積極的に大分市もパスポート以外は事務の移譲を受けていると思うんですけど、やっぱり大分市内に県の事務所があるからということですか。

**前嶋パスポート室長** 具体的に大分市からの課題として挙げられていますのは、1 つは新聞でもありましたように事務処理日数が、今、パスポートセンターでは 6 日なんですけれども、どうしても申請書とか、でき上がった旅券の逋送ですね。それに時間がかかるということで増加するのではないかと。それから、当然新しい財政負担の増大ということで、例えば、新しく担当者を配置するとか、そういうことで財政負担が増加するのではないかと。

これにつきましては交付金を 1 件当たり 1, 251 円で、県の収入が取り分が 2 千円なんですけれども、その 63% を、今、県としてはほかの市町村にも 1, 251 円していますので、この中でいろいろ職員の兼務だとか、あるいは臨時職員とか嘱託、そういう配置をお願いしているところであります。

それからもう 1 点は、ちょっとこれは私どもよく考えていきたいと思うんですけども、大分市への通勤通学者がいらっしゃるわけですね。例えば、臼杵市に住民票があるんですけども、大分市に通勤通学されている方、こういう人が、今の現状でいけば、大分市で

は届け出が申請できないんですけれども、その辺の利便性をどう確保するかと、こういうこともあります。これについても、先発の、4月1日現在で10都道府県、全市町村、移譲している都道府県ございます。そういうところを参考にしながら、できるだけ利便性が確保できるような形でやっていきたいと、そういう検討も県として進めていきたいと。

それからもう1点は、事務スペースの確保ということで、どうしても大勢の方が来ます。高齢者の方も来ます。障がい者の方も来られます。ベビーカーの方も来られます。ということになれば、どうしても1階が必要になると思います。大分市の場合は、ちょっと1階はいろいろ福祉関係の窓口とかあって、その辺のスペース確保をどうするかといったような課題がちょっといろいろありまして、その辺を解決しながら移譲を目指して取り組む方向で、今、県としてはお願いをしております。

**小嶋委員** 要するに、大分市の窓口で仮に受けた場合、それを受けて県のほうに申請を誰かが持っていきますよね、要するに県のパスポートセンターに。そして、それから外務省とのやりとりがあるので、大分市と県の役場同士の間が長くなるからということが一つ大きな理由として上がっているということでもいいんですね、理解は。

**前嶋パスポート室長** 事務処理所要日数の短縮については、その輸送のどうしても時間がかかりますので、その辺をどういう形で圧縮していくかということが課題であります。

特に今、大分市さんの場合、仮に本所だけではなくて、支所ですね、そういうところとの、例えば、支所に受付を設けるといふようになった場合は、またその間の輸送の時間がかかってきますので、そういうのを、時間をどうするかというようなことを踏まえながら、ちょっと大分市さんと、今、話を進めていきたいというふうに考えております。

**三浦（公）委員長** 関連で、私もこのパスポートのところは何回か聞きましたけど、結局のところOASISで受け付けて、OASISの中で今処理して、それで交付しているんですかね、結局のところ。OASISから大分市のほうに動かす。OASISで受け付けていたのを、要するに大分市で受け付けて、大分市の市役所からOASISに持って行って、また持って帰る。どれだけ日数かかるのという話ですね。1日1回は絶対往復できるでしょう。できないですかね。

さらに言うと、大変申しわけないけど、私、さっきからずっと言い方を聞いていると、あんまり大分県として前向きに感じられないんですよ。私もずっと室長とやりとりしながら考えていましたけど、どう考えても、今、OASISのところを大分市役所で受け付けて、OASISのあそこをやめて、それでこっこの県庁の中にパスポートセンター、受付も兼ねながら処理するところを持ってくれば、あそこを借りるお金、必要なくなるので、行革にもなると。しかし、そういうような視点は全くなくて、「大分市さんが受け付けてくれない、受け付けてくれない」じゃなくて、もうちょっと前向きにやっていただきたい。前向きだと思いますけど、そういうふうに見えますので、頑張っていたいただきたいと思いますので、あんまり日数がそんなにかかりませんよということだけははっきり言っておきます。

**小嶋委員** 事情は大体わかりました。そういえば、過去、新聞か何かにそういうのがちょっと載っていたのを、私、拝見しておりましたが、地方分権というか、事務移譲の何か最たるものにこれは取り上げられていたにもかかわらず、大分市が進まないのは何でかなというのを感じてはいましたけど、事情は一応わかりました。大分市と話し合いがまだ必要



なんでしょうけどね。では、その件はいいです。

2点目、150ページのフェリー航路の利用促進事業、それから地方バス路線の維持対策ですね。これは補助金を交付するようになっていますが、具体的にちょっとまた教えていただければと思います。

**大塚交通政策課長** まず、フェリー航路利用促進事業費ですけれども、こちらにつきましては、これまで3年間、平成23年度から25年度にかけて、やはり高速道路の無料化、もしくは料金値下げ等々に応じまして、フェリー事業者そのものの経営体力もすごく弱ってきてしまったと。そういったふうなところから、何とかフェリーの利用、大分県にとっては、やはり九州の東の玄関口として、やっぱりどうしてもこのフェリー航路は維持しなきゃいけないというふうな観点から、まずは経営体力をつけていただく。その中で利用促進を図るというふうなことで、人の流れ、それから物の流れ、それを両方対象にした利用促進活動、これをフェリー事業者さんのまずはアイデアを募って、その上で効果的だと思うものについては補助をしていくというのが、これまでのやり方でございます。

来年度、この予算案で、今、ご審議いただいておりますこの件につきましては、そのうち、特に今、四国、それから関西、中国、それぞれからの、やはり特に誘客ですね。人の流れについて特化して、さらに誘客活動を進めたいなという、そういう観点も、まさに県の意思をもっと持ち込んで、利用促進活動に協力していただけるパートナーとしてのフェリー事業者、こちらとの協力関係を築きたいということで、こういった補助金を改めてつくるというものでございます。

そういった中で、今、物流ですね、物の流れにつきましては、若干この分が落ちましたけれども、その点につきましては、運輸事業振興助成金のトラック協会に対する助成、この中でフォローしていくということで今考えております。

また、バス関係につきましては、地方バス路線維持対策費のことをご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、今、現状、5社、19系統に対しまして、その5社といいますのは、大分交通、大分バス、大交北部バス、それから大野竹田バス、臼津交通と、こういった5社でございますけれども、これらの事業者に対しまして、やはり市町村をまたぐような路線といいますのは、なかなか市町村単位では維持がしづらいというふうな、そういう協議体制はとりにくいといったことで、これにつきましては県を挙げて、特に国とも連携をしながら各交通事業者に対して補助をするといったものでございます。

**小嶋委員** では、フェリー航路利用促進は、フェリーは1社だったですかね。

**大塚交通政策課長** フェリー事業者につきましては、今、現状は、北から申し上げますと、竹田津のほうにはスオーナダフェリー、それから別府港におきましてはフェリーさんふらわあ、それから宇和島運輸、それから大分港につきましては、これもフェリーさんふらわあで、佐賀関につきましては国道九四フェリー、それとあと臼杵におきましては宇和島運輸と九四オレンジフェリー、それから佐伯におきましては宿毛フェリーといったことで、複数の航路事業者ございまして、これらとのタイアップをどう図っていくかということは今後考えてまいりたいと思います。

**小嶋委員** わかりました。じゃ、バスについては、さっき言った5社、9系統に、ある意味均一にお金を、補助金、均一じゃなくて利用状況があるんでしょうけど、もうダイレクトに会社に補助金を差し上げるという形になるんですね。

**大塚交通政策課長** バスにつきましては5社、19系統ございまして、「19系統ですね」と言う者あり）直接、バス事業者に対して交付するということを考えております。

**小嶋委員** この件はわかりました。

最後に、380ページの東九州自動車道関連誘客促進事業費1,100万円ですけど、これについては積極的にやっていただく分は非常にいいことだと思います。

一方で、一番心配しているのは、高速道路が開通すると通過交通がふえて、そして地域が全体的に振興されるということはもう考えにくいので、やっぱり寂れてくるところができてくる、ストロー現象的なところもできてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。その対策をどのように考えているかということと、これまでに九州と似通ったところが、地域があるかどうかわかりませんが、既に高速道路が開通して、今申し上げたような問題が発生したので、それを解決するために何らかの対策をとったとかいうような例が、類似の例がもしあるとするならば、どういう地域に、関西でもいいし、東海のほうでもいいんですけども、関東まで行くとちょっと遠いんですけど、あれば例を教えてくださいなればと思いますが、よろしくお願ひします。

**阿部観光・地域振興課長** 東九州自動車道の関連誘客促進事業の関係でございます。

これは、宮崎県と昨年秋に東九州広域観光推進協議会というものをつくりまして、主に中国の広島を重点にしたお客様、それと四国からのお客様を大分に引き込もうという戦略でございます。もちろん宮崎との連携でございますから、大分宮崎間で広域に動かす。人に動いてもらおうというのが1つでございます。それと、大分、宮崎相互に人に動いてもらおうというのがございます。

委員ご指摘の、要は途中が抜けて寂れてしまうんじゃないかとかいうような懸念も当然あるかと思ひます。我々といたしましては、一気に、例えば、宮崎までお客様が行くということではなくて、要は広島から大分までの時間が、例えば1時間以上短縮される。その短縮した時間を使って、国東半島あたりを周遊してもらおうというような仕掛け、情報発信の仕方をやっていこうというふうに思っております。

今、ご説明した事業の下に東九州自動車道関連観光振興対策事業というのがあります。これは北部振興局が提案したものです。これはまさにそうございまして、北九州からのお客様が一挙に別府から南に抜けないように、中津から国東エリアを周遊するような仕掛けというものをPRしていこうということで、両方うまくかみ合わせてやっていこうというふうに考えております。

**小嶋委員** 2つ目はちょっと受けとめていただけなかったかもしれませんが、そういうふうに県内ではやるんですけど、ほかの地域で、ほかの地域というのは九州以外ですけど、高速道路が開通して、寂れた地域がもし仮にあったとしたら、そこを改善したとかいうような例をご存じであれば、なければいいです。

**阿部観光・地域振興課長** 大変申しわけありません。調べてみます。

**竹内副委員長** これは予算に直接関係していないんですが、この前、東九州自動車道を宮崎のほうを通って行きました。そのときに、宮崎にサービスエリアがもうほとんどないんですね。山の中が多いので、大分に来てもらうのにちょっとどうかなと思ったので、少し宮崎県と協議をしたらどうかなというのが1点です。

それから、短縮した時間を周辺に誘客というアイデアはとてもいいと思うんですが、具

体的にはどんなことを考えておられるのかが2点目。

それから3点目は、コマーシャルで、カーラジオで聞いていると確かに宮崎のことを大分のラジオに流していました。いいなと思ったんですが、大分からは宮崎方面にどんな発信をしているのでしょうか。3つです。

**阿部観光・地域振興課長** まず、周遊の取り組みでございますが、先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、例えば、豊の国千年ロマン観光圏というようなものが県北地域にございます。神代、古代から、新しくは昭和のまちの現代までをストーリー性を持って旅をしていただく、歴史の旅をしていただくというような商品をつくって、これをもちろん旅行会社に商品化していただく、または情報発信する。それから、インターネット等で個人のお客様に伝えるということで、ゆっくりと回る楽しみ方を提案するという商品づくりをずっと進めてございます。いわゆる着地型商品と言われるものでございます。例えば、まち歩きの散策というようなものも、そういう例になろうかと思っております。

それから、最初のサービスエリアの件については、ちょっと宮崎管内のことでございますので、私ども確認して、わかりませんので、土木のほうにこの辺についてはお聞きいただければと思います。（「お願いします」と言う者あり）

大分から宮崎への情報発信につきましては、もう昨年から宮崎にキャラバン隊等乗り込んでやっております、特に県南の南部振興局が、先ほどご説明しました課題対応型の事業で佐伯を初めとした大分県のPRを、例えば、ラジオ、テレビ等でPRをする。もちろん旅行会社等へのキャラバンも行っております。

**佐々木委員** 大塚課長、先ほど話の中で、フェリーの問題で九州の東の玄関としての活用のお話があって、それでフェリーに補助もしておるといふ、観光であったり誘客であったりとか、流通であったり、ただそれだけなのか、それともさらに、お客さん側が便利がいいから、利便性を求めて、みずからそのラインに乗ってくるという政策とかいふのはないんですか。だから、今の場合、便数が少なくて利活用不便だよと。でも、フェリーがあるよと。だから、宣伝すれば来るんだと。おんせん県だよとか、そんなことだけを繰り返すのか、それとも、一つの流れを私が一般質問でも申したように、待ち時間がなくフェリーに乗れる。その便におくれても、次の便にすぐ乗れる。だから、便利がいいから、そのラインに流れが自動的にできる、そういう政策といふのはないんですか。

例えば、私は佐賀関のフェリーは赤字じゃないと思うんですよ。それは、臼杵から八幡浜に入っておったり、宿毛に行くフェリーなんかは赤字だと思うんですよ。そして、佐賀関から三崎に行く、このフェリーが便数が増すと、今度、八幡浜のほうで激減して、不採算路線といふか、全くだめになる可能性も秘めておるんですよ。その場合は、佐賀関を増便するラインに、ただフェリー会社は派閥があって難しいことも知っておりますけれども。

それと、30分に1本ずつ出すと、ヤードといふか、フェリーが着くあれが佐賀関に2つあるんですね。三崎側にも2つあるんですね。だから、インフラの設備はかからないんですよ、今の中に30分に1本通すぐらいならね。だから、そう何でやらないのかな。便利の悪いところに来てください、来てくださいと幾ら宣伝しても来はせんよ。その政策がないんですよ。答えんでもいいけど、考えとってください、要望です。

**志村委員** 部長、お尋ねしますが、企画振興部というのは非常に次の時代のためのステップアップのための計画をいろいろすると思うんですけども、予備費的な企画推進費みたい

なものとは別に用意できないんですかね。もう全てがんじがらめであるんだけど。

**塩川企画振興部長** 大きな額ではないんですけども、2千万円、例えば、年度途中でそういう緊急の政策課題が出てきて、それに向けた調査を緊急にやるとかいう場合に、その程度の予備費的な予算はあるんですけども、調査等に限られておりまして、事業的な面でも予備費的なものというのは、部としては特に用意はしておりません。

**志村委員** 2つほど、ちょっと確認も含めて質問したいけれども、例の美術館ですね。平成27年度に行く企画展とか、大きなイベントですね。平成26年度中には、早いうちに決定していると思うんですね。そうすると、この予算を見ると、その辺の予算が全くとれていないので、先行して計画するための費用というのは当然かかってくると思うんですけども、それはどう対応するんですか。

**加賀県立美術館推進局長** 美術館の運営につきましては、例としては、コレクションの部分は県の財産ですので、コレクション展は指定管理者の管理料という中で予算をいただいております。財団に言ってやってもらいます。

それから、企画展につきましては、自主事業として財団が独立採算でやることになりまして、結局、財団の基金をバックにした財産でやって、もうかれれば基金に積みます。もし一部赤字が出れば、基金で流用、納めておるということで、今、財団のほう、昨年の秋も新見館長、ヨーロッパのほうに調査、交渉に参りまして、議会の皆様とご一緒させていただきましてけれども、そのような経費は、今、財団が自主事業ということで先行投資的に出して、あとは収入で補っていくということで、ショップ、カフェも同様のスキームでございます。

**志村委員** よくわかりました。十分な準備をして、いいものをやっぱり展示していただきたいと思っておりますので。

それからもう1つは、第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例というのが、これは総務部のほうで出るんですけども、これこそ一つのチャンスとして企画振興部が国際交流で捉えてもいいかなと思うんですよね。これは、もともとはご夫婦で、例えばご主人が海外赴任した場合に、それについていくという、それは休業扱いしていますよという、こういうことですよ、そういう制度ですよ。それで、例えば、ご主人は仕事で行きますから、十分海外で活躍できるんですけども、奥様が行って、やっぱりある程度孤独感を味わって、非常に何といいますか、他の国に行って、これは大変だと思えますよ。それを逆手にとって、県から派遣する国際交流員みたいに、例えばAという国に行ったときに、そこで県人会をつくるかですね。県人会の会長さんは、今、非常にプライドを持っておられますよ。俺は大分県人会の会長だっていうんでね、各県やるのは。

だから、それぞれの国に行ったときに、そういう職員さん、職員さんの待遇については別にして、ある程度仕事を任せていく。もう県人会だけじゃなくて、やっぱり物流も含めて、国際交流嘱託員みたいな感じとか、そういう発想でその人をうまく活用すれば、彼女らはやっぱり行って、日本大使館、イギリスならイギリスの日本大使館にも訪れることが堂々とできるわけですよ。そうすると人脈も広がるし、生きがいもできると思うんですよね。一石二鳥の話じゃないかなと思うので、予備費の話をしたのは、そういう意味で、総務部とよく協議しながら、どういう人がおるのかも含めて活用したらいいと思うんですよ。どうでしょうか。

**飯田国際政策課長** 海外県人会の方は、今、委員言われたように大変プライドを持っているし、非常に県のために思いを込めているいろいろご支援いただいていますので、そういう奥様にそういうことができるのか、ちょっといろいろどういう形でできるのかということをお勉強したいと思います。

**志村委員** そういう意味じゃなくて、県の職員がご主人について、例えば、フランスならフランスに行くわけですよ。その行った奥様に国際交流の大分県の橋渡しをしてもらうようなことをお考えになったら、ことをしたらどうかなということですよ。

**三浦（公）委員長** いろいろと意見を参考に考えていただきたいと思います。

**志村委員** ぜひ2千万円を使ってやってください。

**江藤委員** 一点だけ、ちょっと観光関係をお聞きしたいんです。

というのは、平成27年度から、また新たにおんせん県おおいたのデスティネーションキャンペーンか、あれを計画していますよね。そのときに一応、中身はやっぱり今いろんなもの、観光面があるんだけど、水環境創造事業とかいう中身があるんじゃないかな。それで、河川環境関係なる広域圏会議の設立というのをちらっと聞いたんだけど、その中身はということか、ちょっと聞きたいんですけど。これは水関係だから、水環境の。

**森竹観光・地域局長** 今の質問は、実は私どもの所管の中にそういうのがないので、恐らく土木と生環だろうと思います。大変申しわけないんですけど、デスティネーションというのは、かねてから言っていますように、大分県下のあらゆる市町村の観光素材を全国に向けてどんと発信して、来年の7月から9月に全国から多くの人を呼んでという観光の面ですので、先生が今言われた水環境というのは、ちょっと私どもの所掌の中にないので、恐らく土木か生環だろうと思います。

**三浦（公）委員長** デスティネーションキャンペーンはJRですね。

**江藤委員** JR、去年発足したな。私はなぜそれを言うかということ、私は何役か仰せつかっているんだけど、庄内町の観光協会長になっているので。それで、いろいろ今言う国東とか、九重あたりをいろいろやっていこうというような方向が出ているんだけど、僕はここをなぜ水環境部門を言うかということ、うちの場合は、もう皆さんご存じのとおり大原生林の黒岳を抱えているんですよ。そして、黒岳の麓に男池というきれいな水が湧きよるわけ。そうすると、それは阿蘇野川を通じて大分川に流れ込んでおると。この水部門を世に売って出したらいいと思う。だから、その部分を今お聞きしたんだけど、僕はもうこれから先は、20世紀は油の戦争であったわけ。21世紀の後半は、恐らく水戦争で世界の戦争が起こるんじゃないかなと。それだけ、言うならば水は大事になってくると。だから、今言う、うちの男池からがんがん湧きよる、これは普通の清流と炭酸水も湧きよるわけじゃ。だから大事にしたいわけよ。だから、ここを水として、やっぱり大分県も打ち出したい。

**三浦（公）委員長** わかりました。江藤委員、所掌がちょっとまた変わりますので答弁はどうですか。

**江藤委員** 考え方を聞きたい。

**塩川企画振興部長** 今おっしゃられたのは、要するに観光資源として水を戦略的に活用するというお考えだと思います。

ことし我々が、いわゆるエコパークの構想を出させていただいて、あれが祖母・傾とい

うところでの話でして、当然あれは大野川水系の源流になりますので、そういう部分というのもとても大切にしていかなきゃならない。

阿蘇野から庄内のほうの水資源、今、直接我々がそういう取り組みの対象としてストレートに何とかの事業があるわけではありませんけれども、おっしゃられた内容というのは、恐らく我々がエコパークの中で取り組もうとしている内容と同じ考え方になろうかと思えますので、それはまたうちの観光戦略の中で、当然大分の場合は水は最も重要な、観光面でも重要な資源でもありますので、それはしっかりそういう認識を持って取り組ませていただきたいと思えます。

**江藤委員** それなら、ここの部分は土木建築部が主体かな。主管課はどこなの。

**塩川企画振興部長** 先ほど委員がおっしゃられたのは、要するに今、水が汚いところをきれいにする……

**三浦（公）委員長** 整理します。江藤委員、要するに「観光の資源として水をやっておかなきゃ悪いけど、だんだん汚れているからしっかりしなきゃ悪いんじゃないか」と。それについては当然ながらここは所掌じゃないですけど、そのいい水を観光資源として生かすのはここなんですけど、ちょっと先生のは前段のところですから、ちょっと所掌が違うので。

**塩川企画振興部長** 水をきれいにするという、例えば、合併処理浄化槽を使ってきれいにするというようなことですので、それは……

**江藤委員** きれいにするじゃないよ、もうきれいな水は出よる。

**塩川企画振興部長** ということであれば、今お答えしたような形になります。こちら、私どもで結構です。ですから、しっかり承っておきます。

**三浦（公）委員長** それじゃ、解決したところで次に行きましょう。

もうよろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ほかにご質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

**榎文化スポーツ振興課長** 株式会社大分フットボールクラブについてご報告いたします。

総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

大分フットボールクラブの平成25年度末、26年1月末の決算見込みですが、表の右から2列目にごございますとおり、①の純売上高が13億7,300万円と前期末と比較いたしまして約4億円の増加が見込まれております。これは、J1昇格ということもあり、スポンサー収入等が順調に伸びたからです。

一方、②売上原価のところでございますが、トップチームの人件費でありますとか、試合運営費等の売上原価は、9億5,800万円とJ2であった前期より約3億円ほどの増加となっております。⑥の当期純利益は、1億8,100万円を見込んでおりまして、今期末の資産超過額は、表の一番下に記載しておりますとおり、マイナス、つまり資産超過ではなくて、債務超過額は4億600万円を見込んでおります。

大分フットボールクラブの最大の経営課題は、この債務超過を、来年1月末までに解消し、Jリーグのクラブライセンスを維持することです。このため、大分フットボールクラブでは、債務超過解消のため、ファンドの活用を含めて、4億2千万円の第三者割当増資

を行うこととし、大分トリニータを支える県民会議での協議等を踏まえまして、おおいたPORTAファンドより3億5千万円、経済界で5千万円、行政で2千万円を支援しようという枠組みが確認されました。

県といたしましては、経済界や市町村の動向を踏まえるとともに、大分フットボールクラブがまだまだ経営再建の途上にあること、トリニータの活躍が県民に元気を与える源になっていることや地域経済への波及効果も高いを勘案しまして、おおいた元気創出基金を活用して大分フットボールクラブへ1千万円出資したいと考えています。

**三浦（公）委員長** では、先に進みましょう。

**加賀県立美術館推進局長** 続きまして、県立美術館建設の進捗状況についてご報告いたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

この3ページの写真は、3月17日現在の定点写真でございます。

現在、美術館の骨格部分の鉄骨工事を終えるとともに、写真中央奥側の白いところ、管理・収蔵ゾーンについては、天井及び壁面のコンクリート工事が完了したところでございまして、順次、内装工事へ着手しているところであります。また、本美術館の特徴である竹工芸をイメージした3階の外壁は5月中旬、水平折り戸の設置と3階ホワイエの屋根の設置は6月末を目途に工事を進めているところでございます。

向かいのi i c h i k o総合文化センターと結びますペDESTリアンデッキ工事につきましては、美術館側及びO A S I S側の基礎工事が完了し、この写真の建物の右側に見えます美術館の地階から地上へ通じる円筒形の階段部分の工事を行っているところでございます。また現在、ペDESTリアンデッキの主要構造部分である柱の鉄骨工事にも着手しておりまして、5月末までには国道197号線上に歩道橋部分をかける予定といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページは、美術館建設に係る事業費でございます。この表は、昨年6月の第2回定例会でご説明いたしました内容に、さきの3月6日に議決をいただきました25年度補正予算並びに今回ご審議をいただいております26年度当初予算案を反映させたものでございます。美術館建設に係る総事業費は、この表、一番下の右、合計額99億8,033万3千円となります。

内訳でございますが、左の項目の欄一番上、美術館本体建設費といたしまして、本体工事並びにペDESTリアンデッキ建設工事費の小計が75億3,200万2千円となります。

次に、その下のその他の整備費といたしまして、大分銀行との土地交換に関する工事費や用地補償関連費、その下の外構工事費等、さらに屋内外彫刻等の設置費、建設工事監理委託料等、さらに情報システム整備費、備品購入費、これらを合わせまして小計のところが23億362万9千円でございます。

このほか、推進費として小計で1億4,470万2千円となりまして、繰り返しになりますが、合計額99億8,033万3千円が現状での見込み額でございます。

**三浦（公）委員長** 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑に入りたいと思いますが、2つに分けたいと思います。前半部分のほうは質疑が多いんじゃないかなと思われまので。そこでまず、大分フットボ

ールクラブについてのご報告がありましたので、それについての質疑のある方は挙手いただきたいと思います。

**小嶋委員** ちょっと理解が不足しておるんですけど、平成27年の1月末までにライセンス取得のためにお金をそろえなきゃいかんですよね。お金をそろえるに当たっては、PORTAファンドが3億何千万円で、さっきおっしゃっておられたんですけど、それはもうあらかじめ予定をしておっていいということでもいいんですか。

**榎文化スポーツ振興課長** PORTAファンドとは、大分フットボールクラブとの間で話がついております。それで、予定しておっていいということ間違いありません。

**小嶋委員** そうすると、それが3億5千万円ぐらいで、あと残りが大分県では今度1千万円出しますけど、それはあくまでも保証金、県が株主になったという程度だと思うんですけど、大分県がそれ以上出すわけじゃないんですね。それ以外の4億何千万円に足りないのはどこで調達するんですか。

**榎文化スポーツ振興課長** 4億2千万円で合計足ります。そして、その内訳が3億5千万円、5千万円で、行政で合わせて2千万円という形で、ここの表の資産超過額がマイナスの見込みで4億6百万円立っております。右から2番目の一番下ですね。そして、4億2千万円をこれに加えると1,300万円の資産超過となりますので、債務超過の解消ということになります。

**小嶋委員** 一般質問でも言わせていただいたんですけども、こうやって一定のめどがついて、そして新たにということになれば、もうこの際、何回も言って恐縮ですけど、経営体質も含めて、大幅にがらっと切りかえてあげたほうが、選手の皆さんも、大変失礼ですが、ある意味古いものを引き継ぐよりも新しいものというふうには、僕は心機一転になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺、もう一回聞かせていただいてもいいですか、考え方を。

**塩川企画振興部長** 一般質問のときも知事からお答え申し上げましたけれども、一応債務の解消はできまして、一番大きいのは、3億5千万円というファンドの出資は、一応出資という形で財産にはなる、資産にはなるんですけども、これは行く行く返していかなきゃならない。だから、決して借りかえではないんですけども、その3億5千万円というのは将来的にファンドに戻していかなきゃいけないので、やっぱり体質的にしっかり、今までの黒字を維持していかなきゃならないという状況は続いていきますので、当分、今の経営のあり方を継続せざるを得ないかなというふうに思っております。

これがそこも解消できた段階で本当に、言ってみれば、身ざれいになれば、そのときは委員おっしゃるように経営のあり方というのも見直す機会になるかと思っておりますけれども、まだ現段階では、一応最低ラインはクリアしたけれども、まだ経営的にはこれからの課題も多いということですので。そういうことです。

**小嶋委員** 私、固有名詞を上げて失礼ですけど、今の社長さんに何ら批判とか、批判めいたつもりは全くないんですけど、ただ、年齢的な制限というのももちろんあるだろうと思うんですけど、それで、その期限が来たときに、また新たに県から出向者を出すということも考えていかなきゃならん。その機会がそう遠くないうちに私は到来するんじゃないかなと思うので、それもひとつ非常にいい機会じゃないかなと私自身としては思っています。

こういう機会にもう完全に民営化をしてしまうというふうにもどこかで切りかえないと、



3億5千万円を返すのがいつぐらいになるのかというのは、これからJ2からJ1に上がっていけばまた少しは違うのかもしれませんが、今のところ、まだまだ展望が、ある意味では開けていない段階では、またぞろ県から出向させなきゃならんというふうになるのはいかがかなと私は思っているんです。これは私の見解ですので、どのように受けとめていただけるかはともかくとして、もう答弁要らないですけど、私はそういうふうに思っておりますので、ぜひ今後、検討いただければと思います。

**竹内副委員長** 以前に榎課長にも私伺って、やっぱりこれは当座のやりくりのように私の女目からは見えます。本当の根本解決は、何によって収入が上がるかということでお尋ねしましたときに2つ答えていただいて、1つはもちろん観客の増員ですよね。それがJ1に上がらないでもできる範囲というのは、今のところなかなかアイデアが浮かんでいない。それともう1つは、おっしゃっていたのは、強い選手を育成して、その人が移籍するときの差額をつくっていくという、若い人を育てることが大事。今までやっていた方式では、それは西川選手とか清武選手というのは、以前、J1にいたころの選手ですよ。

そうすると、今のJ2にいながら若い人を育てる新しいやり方というのは何か工夫しないことには、そういう選手が育ちにくいのではないかと個人的にも申し上げたんですが、その方面について何かほかの、教育やまちおこしの部分とも関係あると思うんですが、その後、何かいい工夫が浮かびましたでしょうか。

**榎文化スポーツ振興課長** 選手を育てることについては、王道はないというふうに思っております。地道に下部のチームから鍛えていくと。その下部のチームに入る人をどれだけふやすかというのが一つ問題になるかと思っております。

ただ、今、J1のときに育った選手が、かなり外国でとか、あるいは今、J1でも活躍しております。また、今の体制になってからでも、非常に下部チームの育成には力を入れてきましたので、例えば、ことしですと、高校生でありながら登録する2種登録だったかな、そういう名前の選手が2名出てきました。そのうち1名はU-17のワールドカップにも出場しております。そういう形で、新しい若者の芽は育ってきておりますので、今の方向は間違っていないんじゃないかなというふうには思います。

ただ、委員言われるように、どれだけ多くの子供の観客を呼ぶかということについては、これは大分フットボールクラブももっと考えなくちゃいけないところであるし、私どもも協議していきたいというふうに思っております。

**竹内副委員長** 思いつく限りにいろいろ努力をされているんだなというのは伝わってきましたので、感謝します。ただ、まだ何か、そういう優秀な選手になった、ほかのチームも含めまして、いろいろなコースがありそうなんです。こういうことからこういうきっかけがあつてこうなつたとか、筋力の鍛え方はこうするとか、イメージトレーニングはこうするとか、少しそういうのを研究する人員を1人か2人配置して、優秀選手の育て方に焦点を当てていくというのもいいのではないかと考えています。

**佐々木委員** 債務超過解消のために努力をしていただいたことに対しては、私はよくやったのかなと。

ただ1つ、何で債務超過になったのか。そして、試合のお客さんの収入とスポンサー収入とか、そういうもので成り立っているとは思いますが、このトリニータそのものの

決算を含めて、無駄がなかったのか、あったのか。選手は確かに大幅にカットして報酬を下げたから弱くなったのはわかるんやけど、ただそれ以外に無駄なものを整理したのかどうか。単純に言ったら決算書をまず出して、そして決算の内訳の分析をして、私は正直言っただけ県費を使う以上は、議会にもその内訳書ぐらいは見せて説明しないと、足りないから、J1に落ちるから、登録が抹消されるから3億円だよ、4億円だよと言うんじゃないかと、だから、体質がどんな体質で、現在は決算があつて体質がどんなことか、しっかり見据えた中で「じゃあ県民にお願いしよう」とか。だから、意外と説明がなされてないんじゃないかなと。もう答えは要りませんよ。部長には一般質問のときいろいろ言うるので。やっぱり説明責任というのをしっかりこれからもしてあげてほしいなと思います。

**江藤委員** 4億2千万円の増資関係は大体わかるんだけど、私ははっきり申し上げて、ちょっとトリニータの幹部も県の対応もちょっと甘いんじゃないかと思うんです。ということは何かというと、J1からJ2に下がった時点で、勝負の世界だから、監督あたりをなぜ切らんのか。それでかえていけば、これははっきり言って県民は新しい監督に期待かけるぞと。選手はもちろんだけど、問題はそこと思う。だから、僕らがよく言われるのは、県民ですよ。「もう県議、何でかい」と。「市も県もまた出すのか」と。ただ簡単に、あんたたちは「うん」と言うたんかいと。「なぜかい」と言うと、大体「これだけJ1からJ2に、この責任は重いですよ」と。一番現場で最高司令長官はやっぱり監督だから、とにかく僕らアマチュアスポーツでも、もう2年続けて負けたら交代だ。プロはもちろんですよ。だから、そこをなしせんじゃったのかと。その考え方をちょっと今度だけ聞いて、今後はもうつまらんかったら切るべき、僕はそう思う。

**三浦（公）委員長** 榎課長、それと、4億2千万円の増資の内訳と、おおいたPORTAファンドというのはどういうものかというのをもう一回ちょっと。それと県はどういったものをやるのか。今回、増資に幾ら入れるか書いていますけど、それも含めて。

**榎文化スポーツ振興課長** おおいたPORTAファンドというのは、中小企業再生のためのファンドであります。中小企業再生機構、そこがかなりの部分を出資しております、あとは県内の銀行等、それから県が若干出資しております。ですから、そのPORTAファンドの審査内容というのも、企業として再生できるのかというのが一番でございます。

そこで審査をした結果、大分フットボールクラブは、一時期非常にまずい時期もあつたけど、現在は1億円以上の利益を4年連続で出しているということで、再生可能だということが判断されたわけで、この3億5千万円というのが出資されるということになりました。その中で、残りの分については、5千万円を経済界から集める。それから、2千万円を行政からということで、県と市町村が1千万円ずつ出すというふうなことに決まりました。

それから、監督の件……

**塩川企画振興部長** 今、チームの新体制についてご意見ございましたけど、気安く認めたわけではありません。相当我々もやっぱり厳しい見方をして、当然とるべき責任はとるべきだろうという議論も大変ございました。そうした中で、では、例えば、次になる人がどういう人があるのかという人もイメージしながら協議をずっと会社のほうとも含めてしてきたんですけれども、今の監督が、確かにJ1では結果は出ませんでしたけれども、非常

にチーム愛が強くて、やっぱり指導者として非常にすぐれている部分があるということ。

それと、こういう形でJ2に落ちて、それをまた再生するというこれからの作業が始まるわけですがけれども、それに向けてはこの監督はそういった手腕を持っているということ、こういう点を踏まえまして、決して気安くではないんですけれども、続投をとということでこちらとしても了承したということです。

**江藤委員** 監督になる以上は、物すごくチームに愛着あるわけよ。あるんだけど、これだけやっぱり県民の期待を裏切ったから、言ったら悪いかもしれんけど、裏切ったんじやから、こういったときにやっぱりそこで、それは指導者は大したものだ、これだけ熱意あるなという評価はいい。

けど、やっぱりここで本人にもやっぱり県が「もうあなたかわりなさい」と。このぐらいに交代させることによって、チームはまた新たなスタートができるわけ。そこなんです。情け無用で、勝負の世界になったら。僕はそこが残念でならんよ。だから、この4億2千万円の増資も、これはもう決まったことだからいいんじや。いいんだけど、今度裏切ったら、とてもじゃないけど、県民を裏切ることになって、もう解散で。それだけもう背水の陣で今臨んでいると思うんやけど、僕らはその気持ちで応援しよる。そこじや。（「関連」と言う者あり）

**佐々木委員** 今、4年連続利益が出ているという話が出ましたね。

**榎文化スポーツ振興課長** はい。

**佐々木委員** 去年かおととしか、3億円、県の金でJ1に行く条件に出したですね。あの3億円については利益勘定に上がっておるんですね。

**榎文化スポーツ振興課長** 上がっています。24年1月……

**佐々木委員** 利益に上がっておるんでしょう。そして、毎年利益が出ていると言うのは、私どうかなと。やっぱり反省がなきゃ。それと、県会議員。決算書と決算の内訳書を一遍出してみてくださいよ。誰か知っちよるんかい、内訳を。知らんで3億円にも判を押します、今度ファン্ডも出すからいいじゃないかと。そして、今、部長が言う、これからファン্ডについては戻していかなければいけないと。そういうときに、決算書があって、決算の内訳書がなきゃ、これだって内訳書が書いちゃうじゃないですか。トリニータは何かそんなものを出しましたか。出していないよ。県会議員、みんな何も見ずに判こを押しよるのかい。内訳書ぐらい出させなさいよ、委員長。

**三浦（公）委員長** たしかJリーグのホームページか何かで内訳書はある程度公表していると思います。それと……

**佐々木委員** ちょっと待って。ここは委員会でホームページを見ればいいんですか。

委員長の立場だから、資料を、私はわかっていないんだから出してほしいと言っているんです。

**三浦（公）委員長** 資料をまた後日でも配付いただきたい。

それともう1つ、きょう資料ありますよね。実績、25年の1月、さっき2億2,700万円の寄附についてありますから、もう1回、この実績について、どういうふうになっているか、改めて言ってください。

**榎文化スポーツ振興課長** 3億円のあれはこの中に入っておりますけど、それをオンして……

**佐々木委員** ちょっと待って。私はこれをおさらいで言っているんじゃないんよ。例えば、1億円もうけましたとか、何ぼ損していますとか、そんなのがあるじゃないですか。そしてその人件費の内訳とか、いいですか、赤字を解消するためには無駄をできるだけカットして、カットできない、できるはまた二の次ですよ。人件費は、人間が何人おって、これだけの費用がかかりますよ。それなら、これをもう少し下げられないのかな、1千万円下げられんのかな、1億円下げられないのかな、そういう検討が要るじゃないですか。

だから、決算書の、出すのはいいけれども、黒字か、赤字か、人件費は100人おって赤字ですよというのは、それなら50人にしたらできないのか、30人じゃできないのかと、こういうのは当然精査すべきでしょう。あんたたちはそれを知っちゃうの。インターネットに載っておるの、ホームページに載っておるの、人間も全部。

**三浦（公）委員長** 人間については、たしか出してもらっていますから。

**佐々木委員** いや、だから、精査するなら全てを委員会なら委員会でも知らしめて、そして……

**三浦（公）委員長** わかりました。委員長としてお願いします。今、佐々木委員が求めたものについては、きょうはまず無理でしょうから、後日、ちょっと資料としていただいた上で、またこれについて、今後考えていくというようなことでよろしゅうございますか。

**佐々木委員** はい。

**竹内副委員長** 江藤委員のに関連してですけれども、やはり県民がトリニータは変わったな、これから明るいという感じは今のままでは抱けません。行こうという気にならない。

例えば、岐阜でラモスが監督になりました。どれぐらいの費用がかかったのかわかりませんが、やはり県民の目はそのときに変わるわけです。そして、新潟と大分というのは、地域がフットボールチームを持っているという非常に日本でもユニークなチームです。そのチームがすごいねと、私は東京に行くときによく言われていました。それが自然に廃れてしまったということは非常に寂しいことですから、やはり地道に、金がなかったらなくても、僕がそこの監督をやって地域を上げますという人を日ごろからずっと全国を回って、行脚して、選手もまた、大分県だけでなく、ユースのほうも含めまして、見て歩いて、大分で将来大物に育てるから来てみないかというような情熱を持ったチームの育成をする人材をぜひ投入していただきたいと思います。

**三浦（公）委員長** 要望ですね。

では1点だけ。年間1億円の利益を出していますね。それで多分、もう数年たったら債務超過は解消します。それで、そのとき経営体質を見直したときに、じゃあ、もう民間だから、あくまで県とは余り関係なくて、1億円の利益が出る最大の理由であるドームの使用料の免除ですね。あれをどういうふうにお考えなのかなというのだけ、ちょっと将来の見通しを聞いて悪いんですけど。多分これは免除し続ければ年間1億円ずつ内部にたまっていきます。そうなったときに、その使い道、いろいろ考えなきゃ悪いでしょうけど、それはその先考えるとして、であれば、もし債務超過、さっき言ったような身ざれいになったときに、ドームの使用料の免除はどういうふうにお考えなのか、それだけ聞かせてください。

**塩川企画振興部長** ドームの使用料につきましては、確かにある意味、裏側から見た大きな財源であることは確かです。この問題は、単年度、単年度考えていくことにはなろうか

と思いますけれども、やはりこのチームを存続させるかどうかと非常に密接にかかわってきますので、使用料を免除するか否かという観点よりも、このチームを、我が県にとってどういう価値があって、存続させる価値があるのか、あるいは存続させるべきなのかということを考えていく上で、それであれば、このチームの経営をきちんと安定させていくためには、そういう方向での財政支援を続けることも必要ではないかと。

**三浦（公）委員長** こうやって内部にお金がたまって行って、その使い道ですけど、もちろん選手育成とかにやるのはいいんですけどね、このチーム、かなり借り入れもありますよね。いろんな人から借り入れがあります。一方では、全部減資してなくなっている人がいて、それでそのときに破綻処理しないで、結局のところは借り入れも引き継いだままだから、今度は1億円ずつ年間ためて行って、その人たちに返しちゃったというのは、ちょっとあんまり県民感情的によろしくないかなと思いますので、しっかりハンドリングしたほうが、誰に返した、彼に返した、誰が誰から借りたとか、いろいろありますから、その辺、将来の課題として引き継いでいただければと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** では、ほかにご質疑もないようでありますので、諸般の報告について終わります。

この際、ほかになにかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** では、これで終わりたいと思います。

審査を終わるに当たりまして、最後になりますから一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔塩川企画振興部長挨拶〕

**三浦（公）委員長** これで企画振興部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

**三浦（公）委員長** これより総務部関係の審査に入ります。

まず、文教警察委員会から合い議のありました第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**四ツ谷県政情報課長** それでは、第52号議案の総務部関係について説明をいたします。

議案書では270ページになりますが、お手元に配付しております総務企画委員会説明資料で説明させていただきます。委員会資料の1ページをお開き願います。

今回改正をお願いするのは、大分県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

1のこの条例の概要でございますが、これは県に関する歴史資料として重要な公文書を保存、収集をして閲覧、利用に供するという公文書館の設置について、その目的ですとか業務について規定している条例でございます。

公文書館は平成7年の2月に設置をされたものでございます。

2の条例改正の理由でございますが、今回は大分市が住居表示を変更いたしまして、大分市大字生石、駄原、三芳の各区域の一部が新たな町の区域として画されることに伴いまして、その対象区域内にあります県公文書館の位置の表示について規定の整備を行うものでございます。

条例改正の内容でございますけれども、下に地図を書いておりますけれども、県立図書館、それから公文書館、先哲史料館が同じ地区にありますけれども、この中にありますように、現在、「大字駄原587番地1」というのを「大分市王子西町14番1号」へ変更されましたので、それに伴い公文書館条例第2条で公文書館の位置を何々とするということになっておりますので、その部分を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からを予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** 別にご質疑等もありませんで、質疑を終わります。採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分につきましては、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

次に、請願39特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**四ツ谷県政情報課長** お手元の緑色の請願文書表を開いていただきまして、39番の一覧表をごらんください。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願について、ご説明いたします。

この特定秘密保護法、正式には特定秘密の保護に関する法律でございますが、昨年12月13日に公布をされたものでございます。この法律は、国及び国民の安全確保を図ることを目的として制定されたもので、我が国の安全保障に関して特に秘匿を要する情報、これは防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動の防止に関する事項、これはスパイ活動ですけれども、それからテロリズムの防止に関する事項の情報を国の行政機関の長が特定秘密として指定し、保護するもので、その機密情報の漏えいを防止する体制を整えるものでございます。

特定秘密の指定につきましては、この法律の中で有識者会議の意見を聞くということになっておりまして、これは1月の中旬に情報保全諮問会議というのが設置をされておりまして、その意見を聞いた上で閣議決定を経て策定をされました運用基準に基づいて特定秘密の指定が行われ、また、この特定秘密を取り扱う者は適性評価というものを行いまして、それをクリアした者に限られ、漏えいした場合には罰則が適用されるということになっております。

12月13日に公布をされまして、施行については公布後1年以内となっております。現在、この特定秘密の指定・解除の基準、あるいはチェック体制等に関しまして、情報保

全諮問会議等において、具体的な検討がされているようでございまして、夏ごろにはパブリックコメントあるいは政令案が公布された後、秋口には施行準備をするということでございます。

この制度が適正に運用されるように万全を期し、国民の理解を、安心を得ることが重要であると考えております。そうしたことから、そのような施行準備の状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**小嶋委員** 請願の趣旨の中にありますことについてお伺いというか、どうかということなんですけど、上から7行目に秘密と知らないのに秘密に近づいたことにより、厳しく処罰されることが強く懸念されるということになっております。それから、14行目に当たるのかな、憲法第31条に反していると思われましてという表現があるんですが、非常に断定的な言葉ではなく、ある意味観念的な表現にとどまってはいるんですけど、こういうことについては県当局としてはどのように受けとめられていらっしゃるのでしょうか。

**四ツ谷県政情報課長** この特定秘密の指定、あるいは情報を知るといことは県の段階ではないというふうに考えております。というのは、この特定秘密の指定自体は国の行政機関の長が行うこととございまして、その情報が県に流れてくるとい、情報提供があるということもございません。

6行目にございます秘密に近づいた国民が厳しく処罰されるというのは、法令の審議の中でも、いわゆる報道機関等の取材、いわゆる報道機関がそういう特定秘密を扱う者に対して執拗な取材活動をするとか、そういうことも含めて書いておるんでございますけれども、これについては国のほうから出されております、この法律に関するQ&Aを見ましても、取材等を報道機関がそういうことで罰されることはないということもございまして、また、秘密に近づいたというのは、基本的には一般の方が知るといことはないということではないかというふうに思っております。

それから、憲法第31条の規定は、人に刑罰を科するときには法令またはそれに基づかなければならないというところとございましてけれども、ここについては、私どもは今は秘密の中身自体がどういうものであるかというものが示されておられませんので、ただ、これが今から示されることとなりますので、ある程度この処罰ということにつきましても、そういう特定秘密が限定されることによって、ここで言います曖昧なまま処罰を受けるということにはならないのではないかと、そういうふうに考えております。

**三浦（公）委員長** 巷間言われるような、ちょっと危ないんじゃないのというようなことは、それは言い過ぎだというような認識でよろしゅうございますね。

**四ツ谷県政情報課長** はい。

**志村委員** この法案はもう既に国を通っております、1年後の施行まで、要するに国民にわかりやすく履行、執行できるようにするという方針になりますので、これをやめろということについては反対でございますので、この請願は却下すべきだというふうに思っております。

**三浦（公）委員長** 何かほかにご意見はありませんか。よろしゅうございますか。

**江藤委員** この中身についても、これは反対ということにもならんし、賛成ということに

もならんと思う。こっち、気持ちだ。だから、私としてはこの委員会は継続審査でいってほしいなと、こう思います。

**志村委員** 国で決まった、その法案はもう通っているわけですから。その法案を地方議会でそれを廃止してくださいというのはおかしいことになりますので、しっかりと請願については採決すべきだと思います。私どもはこれは却下すべきだと思います。

**三浦（公）委員長** 2つの意見が出ました。継続の声と不採択の声が出ました。まず、継続のほうから採決を行いたいと思います。

本請願を継続審査すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**三浦（公）委員長** 賛成多数であります。よって、本請願は継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、請願40 消費税増税の実施の凍結を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**安部税務課長** お手元の請願文書表をごらんください。

消費税増税の実施を凍結する意見書の提出を求める請願について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり消費税率は、本年4月から8%へ引き上げられます。急速に進む高齢化により、今後も社会保障費の大幅な増加が見込まれるなか、我が国の国・地方を合わせた債務残高は、ゆうに1千兆円を超え、主要先進国で最悪の水準となっていることから、財政の健全化は、国・地方ともに喫緊の課題です。

国民全体が広く薄く負担する消費税は、あらゆる世代で負担を公平に分かち合う観点から、社会保障財源に適しており、今回の消費税率の引上げは、持続可能な社会保障制度の確立とそのため安定財源の確保、財政の健全化へ踏み出す第一歩として、位置づけられるものであります。

他方、消費税率の引上げに伴う景気の腰折れも懸念されることから、国は、「好循環実現のための経済対策」により、来年度前半に見込まれる反動減の緩和、その後の経済の成長力の底上げなどを図ることとしているほか、国・地方が一丸となり、中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対する情報収集、監視・取締りを行っているところです。

本県としても、国の補正予算を積極的に受け入れたほか、来年度当初予算で1,300億円程度の投資的経費を確保するとともに、商工会等が行うプレミアム商品券の発行や、中小企業の雇用拡大などを支援する景気・雇用対策を盛り込み、地域経済の下支えを図ることとしているところでございます。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**志村委員** 消費税につきましては、本年4月からの施行であります。さらに、この対策として懸念されることも含めて、5兆5千億円の補正をしっかりと組んで対策を練っているところでもあります。したがって、この消費税を廃止するというわけにはいかないと思っておりますので、明確に反対をしたいと思います。

**江藤委員** 消費税関係も、今、志村委員が言われたような方向はわかるんだけど、実は私も地域に帰れば老人クラブの会長もしている関係で、今の老人クラブの高齢者の皆さん方が何て言っているかという、年金は下がるわ、そして今度は掛金は医療費から介護



保険料が上がる。それに追い打ちをかけるがごとく消費税がまたかかってきたら、それは年金生活者は厳しいと言っている。これが生の声。これは何としてでもみんなが県議会を通じて、国のほうにも俺たちと一緒に運動しようじゃないかと、はね返してほしいという声がいっぱい来ているので、私としてはこれには賛成はできんけれども、さっきも言ったように、また継続審議にしてほしい。ああいうふうな……

**三浦（公）委員長** 委員として委員会討議してよいのであればちょっと言いますが、江藤先生、先ほど老人クラブの方がそういうふうに使われていますけど、やっぱり何が財政を圧迫しているかといったら、社会保障費です。その安定的な社会保障、もっと言えば高齢者医療、介護です。それを安定的に供給するためには、ある程度財源を持っていかなくちゃいけないので、将来に禍根を残さないためにはやっていくしかない。その一里塚としてこれがありますけど、本当に長期的に見ると、どう考えても高齢者のためには、これをやめると高齢者の方のためにはならないし、高齢者の方の子どもや孫やひ孫のためにはならないというような認識は私にはありますけど、それについてはどう思いますか。

**江藤委員** あなたたちはそう思うかもしれんけれども、逆に今の実質ね、ここ2年か連続して年金が抑えられてきているわけ。それでもう1年いくのか、3年か、そうした状況の中で、出らんうちに抑えられてきている中で、今度は消費税が入ってきたということになるもんで、それから一方で今度は、はっきり言って社会保障制度と言いながら、医療費とか中身はわかるのよ。そりゃ、医療費とか介護保険を見てみなさいよ。みんなひーひー泣きよるのは事実なんだって。

**三浦（公）委員長** もちろん、事実は事実としてそれは大変でしょう。しかしながら、全体、マクロで見ると、財政的に、もうもたないというのは明らかなので、それで何とかしなくちゃいけないんじゃないですかというのが今回なっていますから。

**佐々木委員** ただ、消費税について妥当だという委員長の考え方を……

**三浦（公）委員長** 一委員としてです。

**佐々木委員（続）** 言っているけどね、私は今まで国会で議論してきた経緯もあるし、そういう中で無駄をまずカットすべきだという、そういう意味で無駄の排除は道半ばで、そのまま浮いた状態にあるじゃないですか。だから、本当は今上げなきゃだめだという、もうあした国が再建団体になるよという問題でもない、やっぱり姿勢としてやるべきことはしっかりやって、そして最後に消費税というのが私は筋だと思うけれども、ここは、今お話にあるように、もう4月1日からという現実問題もあるし、この意見書としては凍結すべきだという意見で、廃止じゃない、これ凍結になっている。

**三浦（公）委員長** これは継続すると、もう上がってしまうんです。

**小嶋委員** 年間に社会保障費が1兆2千億円ずつぐらい上がっていつているわけですよ。そういう財源をどこで確保するかとなると、非常に難しい問題はあると思います。税制全体を、直間比率も含めて見直しをしなくちゃならんんじゃないかという、そんな国家的な課題ももちろんあるんですけど、当座、やっぱり少子化であり、また高齢化である、現役世代が少なくなっているという、いろんな社会環境を考えたときには、やはりどこかで負担をするということは考えていかなくちゃならんんじゃないかなというふうに思います。

本来、この消費税というか、税制そのもののあり方も、日本の国がここまでに至っている、随分前、至る前に、もっと社会的な動向を分析をして、恐らく平成5、6年ぐらいの

時期から負担がずうっと上がり始めたころに、もうその時点で何かの形で社会保障費を賄うというような税体系をつくっておかなきゃならなかったんですけど、それができていなくて、ここまで後追いになっている。だけれども、この先、ある意味崖っ縁になっているので、私はもう大変申しわけないですけど、国民の皆さん全体で広く浅く負担し合いましょうという考え方のもとで、前政権のときに消費税は税と社会保障の一体改革という格好で施行が約束されたので、私はもう凍結をするというよりも、あと1週間したら実施になるという制度ですので、時間的なものもあるわけで、ここはこれに対してくみすることにはならないのではないかというふうに私は思います。

**志村委員** 委員長、もう採決をお願いします。

**竹内副委員長** 今、小嶋委員がおっしゃったように自由民主党と公明党と民主党の間で税と福祉の一体改革ということでスタートして、やっぱり福祉にお金が要るわけです。これが最上の方法というわけではないです。私、予算特別委員会でも質問をいたしました、医療制度とか福祉の制度そのもののお金がかかるままにしてあるんですね。例えば、医療法人が定款さえ通れば、どんどん財力に物を言わせて介護施設をつくる。こっちからまたつくるとなれば、膨大に医療費がかかって、介護費がかかって、自助というのが県民の間、国民の間に広まらないわけです。

だから、請願であればそういうところに請願をつけるべきだというふうに私は考えております。

**佐々木委員** 私は個人的に否決じゃなくて継続でもいいんじゃないかなと。なぜか、これは4月1日からなるにしても、ある程度警鐘を鳴らさないと、この4月から3%上がって、また来年2%という。だから、私は消費税は県民の一部には上げることに反対があるんだという、これは意見書として出た以上、これは否決か継続か賛成か、3つの方法の中である程度判断していただいてもいいんじゃないかなと。

**三浦（公）委員長** 採決の順序について、改めて確認します。

ここで、まず継続の声が出ましたので、継続の挙手を求めます。それで、継続の方が少数であれば、採択か不採択かという採決に移りたいと思います。

それでは、まず本請願を継続審査すべきものと決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**三浦（公）委員長** 賛成少数であります。よって、本請願を採択すべきものとするかどうか採決することといたします。

本請願を採択すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**三浦（公）委員長** 賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

お二人の考えとしては要するに採択はすべきでない、同意はできないけど、継続として、さっき佐々木委員が言われたように、これは警鐘を鳴らすべき、県民の中に一定数そういうような意見があるから警鐘を鳴らすべきとして継続をすべきだというような意見が出ましたけれども、採択の挙手はありませんでしたので不採択という結果になりましたので、ご理解ください。

次に、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、

執行部の説明を求めます。

**島田総務部長** それでは、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分についてご説明申し上げます。

まず、歳入全般につきましては、去る3月13日の予算特別委員会において説明いたしましたので、本日は省略させていただき、総務部関係の歳出予算について説明をいたします。

お手元の総務企画委員会説明資料の2ページをお開きください。まず、一般会計についてです。

上の表の左から2列目の予算額欄の上から3つ目、総務部の計欄にありますように、1,426億3,289万3千円を計上しています。これを25年度当初予算額と比較しますと、同じ行の右から2列目前年度対比欄にありますとおり、18億1,547万7千円、率にして1.3%の増となります。内容ですけれども、主な新規事業等につきましては、予算特別委員会で説明しましたので、重複しないようにその他の事業について、平成26年度予算に関する説明書により説明いたします。128ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費の第7目財産管理費ですが、表の中ほど、事業名欄の上から2つ目、緊急雇用県有財産台帳整備事業費1,592万1千円は、国の雇用創出基金事業を活用し、県立学校の統廃合によって未利用となる山香農業高校等の財産について、境界確認や地積測量などを行い、財産台帳を整備するものです。

次に、160ページをお開きください。

第4項市町村振興費第2目自治振興費です。事業名欄地方自治振興事業費7億3,742万7千円を計上しております。大分県市町村振興協会が行う市町村への貸付事業の原資などとするため、市町村振興宝くじの収益金を財源といたしまして、市町村振興協会に対し交付するものです。

次に、163ページをお開きください。

第5項選挙費第3目地方選挙費です。事業名欄で地方選挙執行経費1億9,358万2千円とございます。平成27年の4月に知事選、県議選が予定されておりますけれども、この管理執行経費のうち、平成26年度と27年度に分けて予算計上いたしますが、26年度中に執行する選挙公報の発行費や市町村への交付金などを計上しているものです。

なお、同じページの事業名欄の一番上、明るい選挙推進事業費及びその下の地方選挙臨時啓発事業費によりまして、有権者への選挙の啓発に取り組んでまいります。

以上で、総務部関係の一般会計予算（歳出）の説明を終わりますが、2点加えさせていただきますと、例年のことではありますが、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されております。この法律案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定があります。この部分については、議会を開会いただくとまがないということで、大分県税条例を専決処分により改正させていただきたいと考えております。内容については、後ほど、税務課長からご説明いたします。

それからもう1つ、これも例年のことですが、地方交付税や県債、退職手当等の最終確定に伴いまして、平成25年度の補正予算、この場合、第6号となりますが、これも3月末に専決処分をさせていただくこととなりますので、こちらもあわせてよろしく願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

1点だけ、歳入のほう、産廃税の資料をいただきましたよね。産廃税の現年度徴収77%、九州各県を見ると、大体100%ですよね。もちろん、大きな事故があった過年度分については余り取れないというのはわかるんですけど、現年度分、これだけ毎年毎年低いというのは何でかというのは、多分、予特のときに答えられたかもしれないんですけど。

**安部税務課長** 産廃税につきましては、大口滞納案件がございまして、これにつきましては、国税の査察が入った関係で、大口の更正があっているような案件でございます。したがって、滞納繰越分もあるんですけども、まだこの企業は現年度分という形で営業もやっていますので、現年度分と繰越分、両方発生してまいります。

税の徴収としまして、滞納繰越分があれば、そちらのほうを基本的に優先する形での滞納整理を行っている関係上、現年度分についての未納も発生していくという状況から、徴収率としては現年度分が100%になっていないというようなことでございます。

**三浦（公）委員長** では、改めてお尋ねします。大きな事故以外は他県に比べて遜色はないと。

**安部税務課長** 特別な案件を除いてみますと、基本的に大きなところはございませんし、特別徴収制度ということでやっております。全部で53事業所ございますので、それ以外のところは基本的に、もうきちんと納期内にいただいているということでございます。これにつきましては、税収確保という観点から滞納処分等を行いながら、税収確保に努めているというところでございます。

**三浦（公）委員長** ほかに質疑もないようですので、これより企画振興部関係部分及び各局関係部分を含め、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案、平成26年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**長谷尾財政課長** 第2号議案平成26年度大分県公債管理特別会計予算につきまして、ご説明をします。

先ほどの厚いほうの予算説明書がでございます。恐れ入ります、521ページでございます。

この特別会計でございますが、借換債というものがございまして、実はこの借換債、簡単に言いますと、私どもが県債を発行する際に、例えば1つは政府資金から借ります。これは例えば20年とか25年とか、結構長期にわたって償還をしていくということでありまして、実は市中銀行、地場の金融機関等からお借りする場合は、基本的に10年でお借りします。したがって、10年で返すと、余りにも元金の額が大きゅうございますので、これの平準化を図るために、途中10年たったらもう10年借りかえるということで、20年に平準化する手法をとっております。

簡単に言いますと、最初の10年間で3年据え置きした後、元金を残り7年で42%ほど払います。10年たったときに残りの58%をあと10年で返すという手法をとってお

りまして、その58%分を返す分を借換債と呼んでいます。これで20年間の償還ということで均てん化、平準化を図っているわけですが、この借換債の発行額の増減によりまして、これは一般会計でやっていると、一般会計が見かけ以上に大きな動きをいたします。

この公債管理特会、平成17年度に導入いたしたわけですが、まだ導入していない県は、例えば、予算を伸ばしているんだけど、この借換債が大きくへこんだために県予算全体、一般会計全体が伸びていないように見えたり、予算を縮めているんだけど、この借換債が伸びたことによって歳出の公債費と一緒に伸びますので、予算を大きく伸ばしたみたいなの、ちょっと違いが出てくるものですから、今、各県この公債管理特会を導入しているわけですが、本県の場合は平成17年度に導入させていただきました。

この借換債を含めて、いわゆる公債費の経理の明確化を図るために、この公債管理特会を設けております。

その総括表ですが、資料にお戻りいただきまして、2列目、今年度予算額の歳入合計、歳出合計同じですが、1,252億3,786万4千円ということで、対前年で、その2つ右でありますが、191億5,322万3千円の減となっております。これが大枠でございまして、次の523ページ、1枚めくっていただきたいわけですが、その大きく減じた理由でございまして、まず523ページの歳出でございすけれども、公債費の元金、第1目元金については、増減額、比較欄、185億6,755万6千円の減となっております。これは26年度の借換債が397億4千万円の予定をいたしてございまして、前年度より160億7,500万円減少したことなどによるものでございす。要するに借換債が25年度に比べて小さかったと、要するに10年前の借りかえを予定した起債が少なかったということでございます。

その下の第2目利子でございす。第2目利子は、借入金利の低減などによりまして、6億1,012万1千円の減となっております。

これが歳出側でございまして、その上の522ページに戻っていただきまして、こちらが歳入でございす。この特会の歳入は一般会計からの繰入金と、先ほど申し上げました借換債という県債から歳入を構成されてございまして、第1項第1目一般会計繰入金につきましては、歳出の元金（借換債分）を除きました経費の財源によるものでございす。それが30億7,822万3千円の減、その下の借換債、先ほど申し上げたように、160億7,500万円の減といったことになってございす。

実はこれで地方債の現在高が出るわけですが、いつも先生方をお願いしているんですが、一般会計のほうが26年度、先に議会に提出しまして、25年度分3月補正はあとで提出してございす。それを加味した資料を、本日の委員会資料の3ページをお開きいただきますと、これが一応現在高をあらわした表でございす。

上から普通債、2番目で災害復旧債、3その他ということで、結構有名な、3の(4)、下から2番目でございす。臨時財政対策債というのがあります。一番下が合計欄で残高でございす。25年度末現在高見込み額は一番下、1兆581億2,252万9千円ということで、これが3月補正後の25年度末残高でございす。これで26年度末現在高、一番右下をごらんいただきますと、1兆573億7,034万2千円ということでございまして、一般会計等でご説明をいたしました7億5,218万7千円の減というこ

とで、地財収支の改善に伴います臨時財政対策債の発行減とか国の臨時交付金の活用等、あるいはこれまでの行革の取り組みによりまして、当初予算編成段階では18年度以来、8年ぶりの残高の減につながったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

国と地方で全く仕組みが違うんで多分大丈夫と思うんですけど、国のほうはこれから利払い金、だいたい遡増していくんじゃないかというふうに言われています。ですから、さっき言ったように、20年周期であれば、だんだん借りかえ、借りかえの効果は薄くなって、利払いがふえていくんじゃないかなというふうに思ったんですけど、それはないんですか、今後の見通しは。

**長谷尾財政課長** 例えば、この一、二年の動きでございます。ご案内のように、国債の新発債0.6%ぐらいで10年ものが前後で出ております。近年、今、0.6を切ったりしておりますけれども、私どもとしてはそこで10年の起債、あるいは先ほど申しました政府資金は大体15、20、25と決まっているんですけども、民間から、金融機関からお借りする場合に、その辺の選考をやっております。ポートフォリオまではいきませんが、10年ものと20年もの、実は先ほど借換債と、お話し申し上げましたが、今最近では20年もので貸してくれる金融機関もあらわれております。そういった観点で、10年物、20年物の利率をうまくバランスをとりながら極力進めておりまして、ちなみに、10年物は今大体0.6%台ぐらいで借りることができております。つい最近も20年物でも今完全に1%切っておりまして、0.7とか0.8とかいろいろうまく金利を引き出しまして、先ほど委員長、ご懸念の金利の増嵩に気をつけているつもりなんですけど、これまた今後の金融情勢、株とかいろんな国際情勢絡んできますので、よく注視しながら進めてまいりたいと思います。

**小嶋委員** よく言われる、いわゆる経常収支比率とかいうことで、指数があるじゃないですか。この平成26年度の予算編成が終わった段階でどのくらいの数字になるんですか。

**長谷尾財政課長** これは実は決算という形にならないとうまく出ないんですけども、決算には実は前年度の繰越分が加算されてくるんですね、これはいわゆる全国ルールの基準なものですから。ただ、先般も代表質問等で収支見通し、27年度までお伝えいたしました。今、私どもが見込んでおりますのが公債費につきましては、22、3年がピークでございました、この10年ぐらいの間で見ますと。26年度が先般、予算でも出ておりますけれども、公債費といたしまして921億円ぐらい見えていますが、27年度は先般913億円と言いました。これ少しずつですけど、下がってくるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう意味では委員ご指摘の部分、経常収支比率の減少に貢献するんじゃないかと思っております。

ただ、あと人件費とか社会保障関係費とか、いわゆる義務的経費と言われるもの、人件費、社会保障費、公債費ですね、これのウエートが下がれば下がるほど経常収支比率が下がってきますので、今うちの県はいい傾向に入りつつあると思っております。

**三浦（公）委員長** ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案大分県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**山本行政企画課長** 第16号議案大分県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は179ページでございます。

また、総務企画委員会説明資料では4ページでございますが、こちらの資料により説明させていただきます。

本県には、資料の中ほど、2の(2)の対象となる法人に記載のように地方独立行政法人として大分県立看護科学大学と大分県立芸術文化短期大学という2つの公立大学法人があります。今回の条例改正は、この2大学に関するものであります。

資料の一番上、1の改正理由をごらんください。

条例改正の背景ですが、国の独立行政法人については、平成22年に埋蔵金発掘ということで、長期金融資産など事業継続には必要ではない財産を国庫に納付するという規定が設けられたところですが、この際、地方の独法については、国の独法のような資産保有の実態はなかったため、不要財産の納付規定は設けられませんでした。しかし、その後、施設の新築移転のため、従来施設の敷地が不要となって、出資者である都道府県に返還すべきであると、そういった場合が生じまして、その際、返還する仕組みがないという事例が発生してまいりました。このため、地方の側から「地方独立行政法人法に不備がある」との指摘があり、国はこれを踏まえ、3次一括法において法の一部改正を行ったところですが、

改正法では、業務の見直し、社会経済情勢の変化等の理由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが業務遂行上必要なくなった場合に、その財産が県からの出資等に係るものであるときは、県に納付させるとする規定が新設されたところでありまして、今回の条例改正は、これにいう重要な財産とは何かという基準を定めるものです。

恐れ入りますが、右の5ページをごらんください。

このフローは、法が規定する不要財産の納付手続を示したものです。一番上に「出資等に係る不要財産」とありますが、大学において不要財産が発生する場合としては、その下にありますように、例えばキャンパスの移転により出資財産である旧校舎、またその敷地、県からの運営費交付金で購入した備品などが不要となる場合が想定されます。

この場合に、中ほどにあります地方独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、県議会の議決をいただき、知事が認可して、現物納付または売り払い収入の納付をさせるという手続となります。

資料の4ページにお戻りください。

2の現行条例についての(1)ですが、現行の条例では、財産の処分制限について、重要な財産についての基準を設けております。地方独法の運営の健全性を確保するため、7千万円以上の財産譲渡等については、知事の認可及び議会の議決を必要とすることとしております。

ただ、今回の不要財産納付について、この7千万円以上という基準を適用することになりますと、7千万円未満は地方独立行政法人が自由に収入し、使用できることになってしまいますので、別に基準を設ける必要がございます。そこで、3の改正内容であります、四角囲みをごらんください。不要財産納付の場合の重要な財産については、帳簿価格50

万円以上のものとしたいというものであります。

この理由ですが、そもそも地方独法の財産は県からの出資や運営費交付金により取得されたものであり、県民の財産でありますので、不要となった財産は県に返納させ、有効活用すべきものであります。

一方で、あまり少額のものまで返納対象としますと、大学や県の事務負担が大きくなってしまいますので、一定以上の財産にしようというのが法改正の趣旨であります。その際、大学の財産取扱いとしまして、50万円以上の財産は固定資産として管理するという基準が既にございます。

また、国の独法では、国庫返納の対象となる重要な財産を50万円以上の財産としておりますし、他県でも50万円以上を基準とするところが大部分でございます。本県としましても、重要な財産を帳簿価格50万円以上のものとしたいというものであります。

なお、改正条例の施行期日につきましては、4にありますとおり、改正法の施行日であります平成26年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**山本行政企画課長** 第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。議案書は180ページでございます。

また、総務企画委員会説明資料では6ページでございまして、こちらの資料により説明させていただきます。

まず、1の改正内容をごらんください。

大分県の事務処理の特例に関する条例は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務について、市町村に権限移譲を行うものでございます。薬事法に基づく事務については、保健所設置市である大分市に移譲しているところです。

薬事法の事務のうち大分市に移譲しておりますのは、いわゆる置き薬販売である配置販売業及び卸売販売業の届け出の受理等であり、薬局の開設許可等の事務については、法律上保健所設置市の権限となっております。

今回、省令で一般用医薬品のインターネット販売を規制していたことが違法であるとの最高裁判決を踏まえ、法律でインターネット販売できる医薬品、できない医薬品の基準を明示するなどの薬事法改正が行われたところであり、移譲事務の根拠となる条文に条ずれが発生したため、規定の整備を行うものであります。

したがいまして、移譲事務の内容には変更はございません。

関係する薬事法の条文については、2の薬事法の改正に掲げておりますように、薬局の



休業止等の届け出に係る第10条や第36条の4、これらを配置販売業等に準用する第38条等であり、項の新設や条ずれが行われております。

これにより、3の条例改正案のとおり、条例別表第2の15の項、これが薬事法に関する事務であります。対応する根拠条文を改正し、規定を整備するものであります。

なお、改正条例の施行期日につきましては、4にありますとおり、改正法の施行の日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、「原案のとおり、可決すべき」との回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**山本行政企画課長** 第18号議案包括外部監査契約の締結についてご説明いたします。

議案書は181ページでございます。

また、総務企画委員会説明資料では7ページでございます。先ほどと同様、委員会資料に沿ってご説明いたします。

まず、1の議案の概要をごらんください。

県は、地方自治法第252条の36の規定に基づき、毎会計年度、包括外部監査契約を、弁護士、公認会計士等と締結し、監査を受け、報告を受けることが義務付けられております。

資料の下、囲みの中に地方自治法の該当条文を抜粋しておりますが、包括外部監査契約の締結にあたっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないものとされておまして、同条に基づき、平成26年度の包括外部監査契約の締結について議決をお願いするものであります。

2の契約の概要ですが、(4)の契約の相手方にありますように、平成26年度の包括外部監査を、25年度に引き続きまして、公認会計士の首藤慶史氏にお願いしたいというものであります。

契約金額は、(3)のとおり1,263万6千円を上限とする額としておまして、25年度の議決をいただきました額に、消費税率引き上げ分を上乗せした額といたしております。

また、3の監査委員の意見ですが、監査委員からは、異存ない旨の意見をいただいております。

なお、平成25年度の包括外部監査は、資料の一番下にありますように、県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行についてというテーマで実施されており、3月末までに結果報

告書を提出いただくことになっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

要するに契約を結びますよね。当然一番大事なのはテーマなので、テーマはいつ決まるのですか。

また、ずっと他県とかいろんな情勢を見ているんですけど、だんだん包括外部監査制度も長くなって、何か似たようなものばかりになってきてマンネリ化したなというような感じがあるんですけど、これは何年目ぐらいですかね。そういう感じしませんか。

**山本行政企画課長** まず、監査のテーマでございますけれども、テーマは例年、私どものほうが県の主要な施策ですとか、過去の包括外部監査のテーマの状況ですとか、そういったご説明を年度当初にさせていただきまして、おおむね6月ぐらいまでには包括外部監査委員がテーマを決定されて、県のほうに通告をされてございます。

その際、ことし25年度につきましては、過去の監査テーマをごらんになって、一度も税の関係というものは見られていないということでもございましたので、過去、ほかの監査人が見ておられないまず税をテーマとして実施しようということで行われたものでございます。

包括外部監査のテーマも、やはりその時々時代の流れといたしますか、県民の皆さんが関心を持たれている事項ですとか、県の主要な施策ですとか、そういったことをやはり包括外部監査人としても勘案をされてテーマ設定をされるものというように思っております。26年度のテーマは、これから私どもが事業の概要等を説明いたしまして、また選定されることになろうというように思っております。

**三浦（公）委員長** 毎年、措置しながら大変だなと思いつつ見ているんですけども、わかりました。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

**宮迫人事課長** 第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の182ページでございます。それと、お配りしております説明資料の8ページをお開き願います。説明資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

条例制定の趣旨でございますが、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するために、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するものでございます。

背景のところでございますが、昨年6月に閣議決定がなされた日本再興戦略において、

女性の採用・登用の促進や男女の子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされまして、その具体策として国家公務員の配偶者同行休業制度の創設について、人事院より意見の申し出がなされたところであります。

これを受けまして、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立いたしました。配偶者同行休業制度が国家公務員及び地方公務員に導入されるということになりました。これはともに2月21日をもって施行されております。

制度の概要、3のところでございますが、対象職員については、臨時的任用職員や非常勤職員を除く職員、いわゆる正規職員となりまして、休業事由としては、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者に同行することとしておりまして、その配偶者が外国に滞在する具体的な事由につきましては、1から4に掲げているようなものがございます。滞在期間は6カ月以上にわたり継続することが見込まれるもの、休業期間は3年以内ということになっております。

給与等についてですが、休業期間中は無給としております。退職手当については、手当額の算定基礎となる在職期間から休業期間の全期間を除算するということとしております。

4の関連条例の一部改正についてでございますが、本制度を導入するに当たりまして、関連する6つの条例について、所要の改正を行うこととしております。

5の条例施行期日でございますが、平成26年4月1日を予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三浦（公）委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**志村委員** 先ほど企画振興部にも話したんですけど、この案についてはもちろん賛同するわけでありましてけれども、せっかくですから、多分女性の方がご主人についていくという方が多いと思うんですよ。そうすると、その女性の方に国際交流員といいますか、大分県派遣の。どういう契約かわかりませんが、例えば、現地に大分県人会をつくるか、あるいは向こうの経済活動をする大分県とのかかわりをつくるか、そういう身分を与えて活用してあげることの一つの手かなと思うんですが、ぜひ企画振興部は何も知らなかったんでね、この制度を。だから、そういうこともアドバイスしてもらいながら、県庁として一つ何か考えていただいて、具体的にしてもらおうと有効かなと。本人も帰ってきたときに、やっぱりいろいろ実績を持って帰れば、また復帰しやすくなると思うんですよ。そういう意味で、ぜひご検討いただきたいなと思っております。

どうでしょうか。

**宮迫人事課長** 休業制度ということでございますので、いわゆる職務をさせないということが条件になっております。ですから、公務として行くということにはなかなかない。ですが、例えば、今おっしゃいました国際交流員とか、そういった活動をやる際には、この休業制度ではなくて、別の制度を使って行くということになるのかなと、そういうことも検討できるのかなというふうに思っております。

また、いわゆる任意でいろんな情報収集であるとか、そういうのにご協力いただくというようなことは考えられるのではないかなというふうに思っておりますので、企画のほうとも十分話し合いたいと思います。

**志村委員** わかりました。

小嶋委員 2項目めの事業を経営する云々と書いてありますけど、例えば、芸能活動、スポーツ活動等ということで、かなり名立たる方以外は難しいというふうに推測をされるんですけど、範囲というのはどうなるんでしょうか。

宮迫人事課長 具体的な支援をこの2項の部分で想定はまだしておりませんが、個人で業をなさっている方が配偶者でいて、その方が外国で業をすると、それに伴って配偶者の方が一緒に行くときにも使えるということですので、どういった業の場合認められるのかどうかというのは、個人が業として行う活動というふうに着目して、認めるときには認めるという形になるんじゃないかと思います。

小嶋委員 あくまでも本人の申請に基づいてということですね。

宮迫人事課長 そうでございます。

小嶋委員 はい、わかりました。

三浦（公）委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会にも関係がありますので、合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宮迫人事課長 第20号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。議案書は187ページでございます。説明資料は9ページございまして、説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、規定を整備する必要があるために改定を行うものであります。

2の改定内容についてであります。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の名称が改正されまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律となったため、同法律の規定に基づく業務を支給対象としている手当についての規定を整備するものであります。

具体的には、保健所に勤務する職員に支給される社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当につきまして、現在、配偶者からの暴力、DVを受けているとの通報や相談があった場合には、同法律の規定に基づき、保健所の職員が対応することとなっております。こういった場合に、加害者が興奮状態にあり、危険を伴うことも想定されるため、本手当の対象となっております。

今回、配偶者からの暴力だけでなく、いわゆる交際相手からの暴力も社会問題となっていることから、生活の本拠をともにしている交際相手からの暴力についても対象とするため、法改正がなされたものでありまして、法改正を踏まえ、条例上の規定整備を行いたいというものでございます。なお、手当の支給額等については、変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三浦（公）委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

議案書のほうは188ページでございますけれども、説明資料を使いましてご説明いたします。説明資料の10ページ、11ページでございます。

今回の改正でございますが、1つは消費税の税率引き上げに伴うものでございます。その1つでございますけれども、そこに表がございます、2つ目のところですね、2番、改定内容でございますが、消費税率の引き上げに伴いまして、消費税法上課税となっております項目の使用料及び手数料につきまして、3%分の転嫁をするといったものでございまして、表の下に主な内訳を3つほど書いております。大分スポーツ公園など18件の使用料と、技能検定試験関係事務など8件の手数料を改正するものでございます。これに伴いまして使用料及び手数料条例で増収を見込みます額は、表の上から右側、4つ目でございますように864万3千円となっております。

これに、その下にその他の条例というのがございます。例えば、港湾使用料等でございますけれども、その他の条例で改正する使用料を合わせまして、全体の増収見込み額は、一番右上、4,671万円となります。

この使手数料条例に関する分については、各部局に合意をお願いしております。

2つ目のご説明でございますが、その他の制度改正に伴うものとして、3番目でございますように、6つの項目を上げております。1つ、使用料の中でございますが、最初に①大洲総合運動公園、これにつきましてご説明いたします。

大洲総合運動公園の開設は昭和53年でございまして、以来35年が経過しております。この中で、プールの使用につきまして廃止をするといったようなことでございます。それに伴いまして、県の使用料の項目を削除するものでございます。この件につきましては、第51号議案大分県都市公園条例の一部を改正する条例の附則でもお願いいたしているところでございます。

その下、②の県立高等学校授業料等でございます。公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が一部改正されまして、これまで公立高等学校では授業料の不徴収制度が今継続されております。これが私立高等学校等でやっております就学支援金制度へ一本化されるとともに、所得制限が導入されます。これに伴いまして、公立高等学校への就学支援金の支給限度額が、同法施行令において定められることとなりましたことから、当該支給限度額に準拠いたしまして授業料と聴講料を改定するものでございます。授業料については、その表にございますように、全日制についての変更はございません。9,900円でございますが、定時制の授業料と聴講料につきまして、

1単位が1,750円から10円下がりました1,740円、これも国の法に準拠しておりますので、下がることになります。

次に、11ページのほうでございます。

③の県立特別支援学校使用料でございます。現在、県立の高等学校におきましては、体育館等の体育施設の貸し出しを行っております。これに新たに特別支援学校の体育館を対象にしようということで、その使用料、照明設備使用料を新設するものでございます。

ただ、貸し出しする学校につきましては、特別支援学校でありますので、それぞれの学校の状況に応じましてやっていこうということで、限定をしていこうと思っております。

次が(2)手数料でございます。

まず、①の特定保険業認可事務手数料についてでございますが、平成22年に保険業法の改正が行われまして、特定保険業を行うための認可申請事務というものができましたが、この申請期限が今年の11月末でございまして、この経過に伴いまして手数料を廃止するというものでございます。

その下の②保育士試験事務手数料では、平成27年度から施行されます新たな認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るために、保育教諭の確保策といたしまして、平成25年8月より保育士資格の取得に必要な単位数等の特例が設けられました。幼稚園教諭が保育士資格を取得する際に学科・実技試験が免除されることとなったことに伴いまして、試験の全部免除申請に係る審査手数料を新設するものでございます。ただ、この試験手数料につきましては、県の収入にはならず、その米印に書いておりますが、指定試験機関でございます一般社団法人全国保育士養成協議会の収入となります。設定額は2,400円でございます。

最後に、③の火薬類関係事務手数料につきましては、火薬類取締法に基づく火薬類の譲り渡し・譲り受けの許可等につきまして、市町村への権限移譲をやってございましたけれども、これが完了したことに伴いまして、県における当該許可手数料を廃止するものでございます。

なお、これらの条例の一部改正につきましては、平成26年4月1日の施行となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**三浦(公)委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

4,600万円に対応して上がりますよね。ならば、それに対応して費用がどれだけ発生するのか。というのは、この間、説明いただきましたけど、当然、県は消費税を精算しないので、その分、丸取りですよ。だから、それに対応してどれぐらい費用が発生して、どれだけ手取りがふえるのかなという疑問について説明してください。

**長谷尾財政課長** 基本的に地方公共団体というのは納税はいたしません。ただ、それに係る諸費用というのに課税、当然あがってくるんで、今回はこういったものをあげろということでございますけれども、実際にそれまでの手数料、使用料に関しましては、標準を国が定めるものについてはそのとおりやっておりますけれども、県独自のものについても、かかる費用の積算に基づいてやっておりますので、それは当然出ていくものというふうに思っております。

**三浦(公)委員長** わかりました。結構です。

ほかにご質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案については、全ての常任委員会に関係がありますので、合い議をいたしました結果、いずれの委員会からも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦（公）委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

執行部から、報告の申し出がありますのでこれを許します。

**安部税務課長** お手元の資料の12ページをお開き願います。大分県税条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

まず、改正の理由でございますが、現在開会中の第186回国会に提出されている地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合に、4月1日から施行される規定があることから、専決処分により当該規定に関係する大分県税条例の一部改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございます。

1の不動産取得税につきましては、新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、かつ、取得後6カ月以内に新耐震基準に適合するための改修を行ったうえで入居した場合については、一定の税額を減額するものでございます。

2の自動車取得税につきましては、税率の引き下げと、いわゆるエコカー減税の拡充を図るものでございます。

まず、税率の引き下げでございますが、(1)の表にありますとおり、現行は、軽自動車を除く自家用自動車は取得価格に対して5%、営業用自動車及び軽自動車は3%の税率が適用されていますが、改正後は、軽自動車を除く自家用自動車は3%、営業用自動車及び軽自動車は2%に税率を引き下げます。

次に、エコカー減税の拡充でございますが、(2)の表にありますとおり、現行75%の割合で税率を軽減されている自動車は、軽減割合を80%に、50%の割合で軽減されている自動車は、軽減割合を60%にそれぞれ引き上げます。

3の自動車税についてでございます。いわゆるグリーン化特例につきまして、適用期限が平成26年の3月をもって終了することから、適用期限を2年延長するとともに、(1)及び(2)のとおり見直しを行うものでございます。

見直しの内容につきまして、まず(1)の軽課でございますが、表にありますとおり、電気自動車等及び平成27年度燃費基準プラス20%達成車のうち、平成32年度燃費基準達成車につきましては、税率の軽減割合を現行の50%から75%へ引き上げます。また、平成27年度燃費基準達成車につきましては、現行25%の軽減割合が適用されていますが、これを廃止いたします。

次に(2)の重課でございますが、表にありますとおり現行は新車新規登録から11年を超えるディーゼル車及び13年を超えるガソリン車等につきまして、その超えることとなった日の属する年度の翌年度から、通常税率に10%の割合を加算した額で重課してい

ますが、当該重課割合を15%に引き上げます。

なお、現行において、重課が適用されているバス及びトラックにつきましては、改正後も重課割合を10%のまま据え置くことといたします。

以上の改正につきましてはの施行期日ですが、平成26年4月1日から施行することとしております。

なお、平成26年4月1日施行分以外の大分県税条例の改正案につきましては、改めて第2回定例会においてご審議をいただく予定としております。

以上でございます。

**三浦（公）委員長** 続いて、庁舎内の売店等の公募結果について報告してください。

**宮迫人事課長** 庁舎内の売店等の公募結果について、ご報告申し上げます。説明資料は13ページをお願いいたします。

予算特別委員会でも申し上げましたとおり、庁舎内の売店等の公募結果につきましては、弁当等一般売店部分である①売店（その1）には、株式会社ローソンが借り受け料提案額480万円で出店候補者に決定しました。

また、県の収入証紙や全国自治宝くじなど、一般のコンビニでは取り扱っていない物品・サービスを扱う②売店（その2）には、大分県職員消費生活協同組合が7万1,428円で、③旅行代理店には大分航空トラベルが29万2,404円で、④薬店には伊東薬店が8万3,333円で出店候補者として選定されたところであります。⑤の地方機関売店につきましては、応募がございませんでした。

売店（その1）のローソンは借り受け料提案額が高かったことが決め手となって選定されておまして、売店（その2）、旅行代理店、薬店はそれぞれ1者のみの応募で競争とはなりませんでしたが、企画書の審査やプレゼンテーションを行った上で、出店者にふさわしいとして選定されたところであります。いずれも、貸付期間は、2にありますとおり平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

今後のスケジュールといたしましては、正式に契約を締結の上、売店（その1）につきましては、店舗の改修工事が必要ですので、おおむね5月の連休明けごろに開店をする予定となっております。

今後とも、職員の福利厚生確保と歳入確保に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

**三浦（公）委員長** 続きまして、県職員と市町村職員の研修一元化の実施について。

**宮迫人事課長** 説明資料の14ページをお願いいたします。

県職員と市町村職員の研修一元化の実施について、ご報告を申し上げます。

これまでの経緯と今後のスケジュールのということでございますが、平成24年2月に県内の全市町村から、これまで自前の研修施設を持たなかったため、新たに施設を整備した上で、県職員と研修を一元化してほしいという要請がございました。これを受けまして、県と市町村とで協議を重ねて、新たな体制のもとで県職員と市町村職員の研修を一元化することとなりました。平成24年7月には、県と市町村職員研修センターとの間で研修一元化に関する基本協定を締結しました。それに先立ちまして、同じく24年7月には新研修施設建設の債務負担行為予算案を議決していただいたところでございます。

体制面といたしましては、県職員と市町村職員の研修組織を一元化しまして、自治体職



員研修を専門的に財団が実施することとなっていて、本年1月、この財団が公益認定を受けまして、あわせて公益財団法人分県自治人材育成センターと名称変更を行ったところでございます。

新研修施設は、県職員研修所を廃止することとし、その場所に新研修施設を建設しております。委員の皆様方にはご案内させていただいております。3月28日に開所式を予定しております。年度末のお忙しいときと思いますが、ご列席のほどよろしくお願いいたします。

15ページをお開きいただきたいんですが、新施設の収容人数は、上の表の中ほど、収容人員の小計、網かけのところでございますが、県職員研修所の右側でございますけど、223名から564名と倍増しております。200名を超える大規模な研修や同時に複数の研修が実施可能となります。また、図書室や食堂、自学や受講生同士の交流のためのスペースも設けているところでございます。

その下の研修体系というところをごらんいただきたいんですが、一元化後の研修は、組織の各階層に応じて必要な知識等を習得する階層別研修、それぞれ市町村と県研修の、上のほうにある部分でございますが、この階層別研修については県・市町村研修それぞれの独自性を保ちながら、個々の職員の職務遂行能力を向上させるキャリアアップ研修、これは中ほどのところにあると思うんですが、これ真ん中を点線で囲った分でありまして、これについては県職員と市町村職員の合同研修化を進めます。合同研修は15講座から8つの新規講座を含む28講座にふやしまして、定員も大幅にふやしております。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきたいんですが、研修一元化の効果というところがございますが、こうした研修を進めることによりまして、受講者同士が学び合い、刺激し合うことで研修効果が向上するとともに、規模拡大による講師の充実や、研修ノウハウ等の情報共有などによりまして、研修の質の向上が図られるものと考えております。

また、職員間のネットワークが広がりまして、県と市町村のさらなる連携強化が図られるとともに、県職員と市町村職員の相互理解が促進され、幅広い行政的視野が養成されるものと考えております。

今後は、県職員研修は、自治人材育成センターと県が一体となって取り組むことで研修レベルを確保しながら、市町村職員研修についても、組織体制の強化、県の研修ノウハウの活用により研修充実を図ることで、双方の人材育成や連携・協力を寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**三浦（公）委員長** 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、何かご質疑はありませんか。

**小嶋委員** 県職員の研修の一元化ですけど、こういう一元化をしている都道府県というのは、どれくらいありますか。

**宮迫人事課長** 似たような形、3県ぐらいしかなかったらと思います。

**小嶋委員** 非常に先駆的な取り組みということで理解していいですね。

**宮迫人事課長** はい。

三浦（公）委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、以上で諸般の報告を終わります。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ないようですので、最後の委員会ということで、一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔島田総務部長挨拶〕

三浦（公）委員長 これで総務部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔総務部退室〕

三浦（公）委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 別にないようでありますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

三浦（公）委員長 これをもって、本日の委員会を終わります。